

平成 28 年

# 第 3 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 28 年 8 月 24 日開会

柳泉園組合議会

## 平成28年第3回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程 .....	1
○出席議員 .....	1
○関係者の出席 .....	1
○事務局・書記の出席 .....	2
○開 会 .....	2
・会期の決定 .....	2
・会議録署名議員の指名 .....	3
・諸般の報告 .....	3
・行政報告 .....	4
・議案第15号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	28
・議案第16号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	36
・議案第17号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	41
・議案第18号（上程、説明、質疑、討論、採決） .....	49
・平成28年度柳泉園組合行政視察の実施について .....	79
○閉 会 .....	80

平成28年第3回

柳泉園組合議会定例会会議録

---

平成28年8月24日 開会

---

議事日程

1. 会期の決定
  2. 会議録署名議員の指名
  3. 諸般の報告
  4. 行政報告
  5. 議案第15号 工事請負契約の締結について
  6. 議案第16号 工事請負契約の締結について
  7. 議案第17号 訴えの提起について
  8. 議案第18号 平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）
  9. 平成28年度柳泉園組合行政視察の実施について
- 

1 出席議員

1番 島崎清二	2番 関根光浩
3番 村山順次郎	4番 後藤ゆう子
5番 藤岡智明	6番 桐山ひとみ
7番 鈴木たかし	8番 小西みか
9番 渋谷けいし	

2 関係者の出席

管理者	並木克巳
副管理者	渋谷金太郎
副管理者	丸山浩一
助役	森田浩
会計管理者	坂東正樹
清瀬市都市整備部長	黒田和雄
東久留米市環境安全部長	山下一美

西東京市みどり環境部長

松川 聡

### 3 事務局・書記の出席

総務課長

新井 謙二

施設管理課長

千葉 善一

技術課長

佐藤 元昭

資源推進課長

宮寺 克己

書記

横山 雄一

書記

小林 光一

書記

滝村 和道

書記

本間 尚介

---

午前10時00分 開会

○議長（渋谷けいし） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成28年第3回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、8月17日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります島崎清二議員に報告を求めます。

○1番（島崎清二） 去る8月17日、代表者会議が開催され、平成28年第3回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成28年第3回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、8月24日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程としましては、まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第15号、工事請負契約の締結について」から「日程第8、議案第18号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」までを順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

最後に、「日程第9、平成28年度柳泉園組合行政視察の実施について」を行います。

以上で本日本日予定された日程が全て終了となり、第3回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（渋谷けいし） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑がございましたら挙手にてお願ひをいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りとし、日程表のとおりとすることに決しました。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第7番、鈴木たかし議員、第8番、小西みか議員、以上のお二方にお願ひをいたします。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しておりますとおりでございますので、よろしくお願ひをいたします。

---

○議長（渋谷けいし） ここで管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） おはようございます。

本日、平成28年第3回柳泉園組合議会定例会の開会に当たり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第3回定例会の開催を控えましてお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告では、5月から7月までの主な事務事業について御報告申し上げます。

また、御案内のとおり、工事請負契約の締結についてなど4件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第3回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 続きまして、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（森田浩） おはようございます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成28年5月から平成28年7月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、5月9日及び7月11日に柳泉園組合クリーンポート長期包括委託審査委員会を開催し、5月11日には第1回柳泉園組合水銀混入調査対策委員会を開催しております。

柳泉園組合周辺自治会定期協議会を、東久留米市においては5月10日に、東村山市におきましては11日にそれぞれ開催し、その中で平成27年度における組合の施設管理運営、また放射性物質濃度測定結果等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

5月13日に関係市で構成する事務連絡協議会、16日に管理者会議を開催し、平成28年第2回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

続きまして、2の見学者についてでございますが、今期は11件、688人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が7件、524人でございます。

次に、2ページでございます。3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。これにつきましても御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございます。両監査委員におきまして5月17日及び7月14日に例月出納検査が行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は6件の工事請負契約と2件の委託契約を

行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載しておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,317トンで、これは昨年同期と比較しますと296トン、1.6%の減少となっております。

その内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万6,426トンで、昨年同期と比較いたしますと282トン、1.7%の減少でございます。不燃ごみは表4-3のとおり1,785トンで、昨年同期と比較いたしますと32トン、1.8%の減少となっております。また、粗大ごみは5ページの表4-4のとおり106トンで、昨年同期と比較いたしますと18トン、20.5%の増加となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示しております。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6は缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,811トンで、昨年同期と比較いたしますと65トン、3.5%の減少となっております。

次に、2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、5月に2号炉の定期点検整備補修、ごみ・灰クレーンの定期点検整備及び1号炉、3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。6月には2号炉の定期点検整備補修が完了し、その後、施設は順調に稼働しております。また、1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定、下水道放流水測定及び工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。7月には2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、11ページの表12-1から12ページの表12-3に記載しております。

続きまして、9ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございます。クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,889トンで、昨年同期と比較しますと317トン、1.7%の減少となっております。

表8及び10ページの表9は、ばい煙及びダイオキシン類の測定結果を記載しております。それぞれ排出基準に適合いたしております。

表10につきましては、水銀濃度分析計の測定結果を記載しております。今期の検出はありませんでした。

11ページの表11は、下水道放流水の各種測定結果を記載しております。こちらにつきましても排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。6月にバグフィルター清掃を実施しております。7月には定期点検整備補修及び屋外変電設備更新工事を実施しております。

なお、7月26日に破砕機内でカセットボンベ等の原因であると思われる爆発が発生したため、一時機械設備を停止いたしました。この爆発による人的被害はなく、設備の一部が破損いたしましたが、破損部の交換を行い、同日中に運転を再開いたしました。また、この爆発に伴いまして、消防署及び田無警察署が現場検証に出動されております。三鷹労働基準監督署及び東京都環境局へは各指定の書面をもって報告を行っております。さらに、関係市におきましては改めて適切な分別収集のお願いの依頼を行ったところでございます。

続きまして、13ページの表13の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,892トンで、昨年同期と比較いたしますと14トン、0.7%の減少となっております。

次に、(3)リサイクルセンターでございます。6月に定期点検整備補修、7月にびん系列の修繕を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表14のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,811トンで、昨年同期と比較いたしますと65トン、3.5%の減少となっております。

続きまして、14ページでございます。3の最終処分場についてでございますが、引き

続き焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は2,106トンで、昨年同期と比較しますと148トン、6.6%の減少となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

次に、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせずに、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページでございます。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は209キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして65キロリットル、23.7%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページでございます。2、施設の稼働状況でございますが、今期は7月に定期点検整備補修及び貯留槽の清掃を実施し、その後、施設は順調に稼働してございます。

次に、表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページでございます。施設管理関係。1の厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は4.2%、室内プールは2.0%、浴場施設は3.8%、それぞれ利用者が増加しております。テニスコートにつきましては10.4%の減少となっております。各施設の利用状況につきましては、表19-1及び表19-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、18ページの表20に記載のとおりでございます。

次に、(3)施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び19ページの表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては基準に適合いたしております。

続きまして、行政報告資料の9ページをごらんいただきたいと思います。「柳泉園組合クリーンポート長期包括運営管理事業実施方針」の新旧対照表でございます。これにつきましては、去る7月8日に開催いたしました全員協議会で御配付し、御説明した内容でございます。その実施方針案の内容にその後一部変更がございましたので、今回添付させていただきます。なお、修正箇所につきましては下線部分となり、この部分を削除いた

した内容となっております。

最後になりますが、今回の行政報告の期間とは若干ずれますが、去る8月1日に第2回の水銀混入調査対策委員会が開催されておりますので、概要について若干報告させていただきます。

今回の委員会では、主に次の3点について審議されております。これは資料はございません。

1点目は、水銀混入推定量についてであります。他団体で用いられた試算方式をもとに推定した結果、今回170グラム程度の水銀が混入したことが推定されること。また2点目は、水銀混入物の搬入経路等の原因究明についてでございますが、当組合に搬入されている蛍光管、乾電池等は搬出入の公文書等から適正に処理されていることは確認できますが、混入物また搬入経路等の原因究明には至らなかったということでございます。それから3点目は、煙突からの排出推定量についてでございます。煙突から排出された水銀濃度は39万倍に希釈されること、そして当日の気象状況等のデータをもとに最大着地濃度出現地点での水銀濃度を予測すると、0.00236マイクログラム/立方メートルとなります。この数値は環境省の中央環境審議会で示しております年平均値の指針値である0.04マイクログラム/立方メートルを下回る結果となったこと等の報告を行っております。

これら3点の内容につきましての確認を委員会で行っております。今後、再発防止等の対策を検討するための基本的な基準としていくことで委員会合意されたところでございます。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（渋谷けいし） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○2番（関根光浩） 以前のクリーンポート長期包括委託の審査委員会の議事録を第3回目までいただいておりますが、その中からまず1点なんです、この包括委託に関しまして交付金の対象になるような削減というのがよく包括委託するときにされるケースがあるということで委員長のほうからお話があったときに、交付金の対象になるような削減をするのは難しいという話が事務局のほうからあったようになっております。これに関しまして、交付金の対象になるその数字的な裏づけみたいなものはどの程度の削減がなされると交付金の対象になるのかというのは、数字的にもしわかるのであれば教えていただきたい

と思います。これはわかればということで、その1点をお願いします。

○技術課長（佐藤元昭） 今すぐ具体的な数字はお示しできないのですが、CO<sub>2</sub>の削減率の関係と高効率発電が対象になります。柳泉園組合は割と最新の施設でございますので、交付金の対象となるまでの削減が難しいということでの御説明はしております。

○2番（関根光浩） ありがとうございます。

委員長のほうからこの件に関しては、VVVFですかね、それを使って排出抑制すれば交付金がつくこともあるがというお話もあったのですが、こういうものを使うということに関しましてはやはり相当コストがかかるのでそれはできないという話として受けとめればよろしいでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） VVVFですが、インバータ制御のことございまして、IDF以外は全て柳泉園組合の施設はインバータ化されております。IDFに関しましてはインバータ化が難しいため、そちらへの移行は難しいということでございます。

○2番（関根光浩） わかりました。ありがとうございます。

○3番（村山順次郎） 1点だけお聞きをしたいと思います。

行政報告、12ページで、7月にガスボンベ等の内容物が原因と思われる爆発が発生をして、消防、警察等の出動があったということで御報告がございました。前回はそうでしたけれども、通報があってと。柳泉園組合としてはあり得ることと想定する爆発ではあっても、消防から見れば爆発も火災のうちということで通報があれば出動するという、そういうことになっているとは承知しているのですけれども、このことというのは今後も爆発そのものは起こり得ること、完全にゼロにはし切れないものという理解をしているのですが、今後の対応としてはそれをゼロにできないという前提に立つとすると、周辺の皆さんへの対応ということも考えていかなければいけないのかなと思うのですけれども、その辺の対策、対応というのは何か御検討があるんでしょうか。

○資源推進課長（宮寺克己） お答えいたします。議員おっしゃるように、初めから諦めてはいけないと思うのですが、現実問題としてごみの中からはなかなか全てを取り除くということが現状できていない結果、爆発が起きているということでございます。これにつきましては、先ほど助役からの御説明でもありましたけれども、関係各市に改めまして、2月、3月のときもそうだったのですが、分別をより徹底してお願いしますということのお願いをいたしまして、柳泉園組合としましてもホームページに、爆発がありましたと。つきましては、きちんと分別をして出していただくようにお願いいたしますということで、ホー

ムページに文書なども出しております。

それから、あとは現場としましては、今でも一生懸命やっているつもりではございますが、より慎重にごみの中からそのような危険物などは取り除く努力をさらにしてまいりたいと思っております。

周辺の住民の皆様に関しましては、ことし5月に周辺自治会定期協議会がございましたときに、2月、3月の爆発について御説明いたしました。11月ごろにまた定期協議会が開催されると思いますが、そこでも改めてまた御説明もするようになるかと思いますが、今お話ししましたような対応を柳泉園としてはこれからとっていきたいということを周辺の皆様にも御説明をしてまいりたいと思っているところでございます。

○3番（村山順次郎） なかなか現実的な対応というのは、施設管理的な対応というのはそれで適当だと僕も思うのですけれども、広報的な手法というんですかね、そういう形で適切に対応していますということの周知をしていくということもあり得るのかなと思いましたが、その面、担当所管が少し違うかもしれませんが、連携をとって対応について検討していただけたらと思います。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。

○3番（村山順次郎） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） 同様に12ページの爆発に関してなんですが、この前の定例会のときにはたしか週3回点検というか、破碎をやっているところを4回にして、分量を分散させて丁寧にチェックをしていくと。それを進めたいと御答弁があったように記憶していますが、それについては6月ぐらいから実施をしようかという答弁だったと思うのですよ。技術的な改良ということも含めて、その辺については実施状況というのはどうなっているか、確認をさせてください。

○資源推進課長（宮寺克己） それまで基本週3回、施設の運転ということでしていたんですが、6月から基本週4回ということで変更させていただきまして、ごみの搬入状況によってふえたりということはあるんですけれども、基本週4回ということで、この間御説明しましたように、1日に処理する量を少し少な目にして、より目が届くようにということで既にやっております、スプレー缶ですとかガスボンベの取る量を一応集計しているのですが、それもかなり数値的には上がっている、昨年やそれ以前に比べまして数量的にかなり上がっているのは事実でございます。ただ、今後それをより一層頑張るよう

にしたいとは考えております。

○5番（藤岡智明） それで、それを考えますと、6月からそういう改善、改良はされていて、今回は7月でしたよね、爆発があったのは。これとの関係というのはどうあるんですか。

○資源推進課長（宮寺克己） その日も当然運転をしております、ずっと週4回ペースということでやっていたんですが、現場のサイドから作業の実態から言わせていただきますと、どうしても袋の中に例えばぐるぐる巻きになって入って出されている缶があるですとか、そのようなものがありますと、なかなか一目でぱっと見て、動いているコンベヤから手選別で取り除くものですから、それを瞬時に判断をして、そこにスプレー缶が入っているとかガスボンベが入っているということをなかなか判断しづらい場合もございます。今後はあることを前提として取るべきということを考えていきたいと思いますが、今回につきましては恐らくそのような少し見つけづらいガスボンベのようなものがくまのまったような形で入っていたのではないかと、あくまでも推測なんですけど、原因としましてはそのようなことではないかと考えております。

○5番（藤岡智明） 人身事故にも至っていないと、人的被害もないということ、それから破損についても大きな破損にはなっていないという状況だと思いますが、ことしに入って3回起きているという事態に対して、再発防止のための改善をしたということは一定評価できるんですが、やはりその辺をもう一度チェックをしていって、近隣住民の人たちにとっては爆発なんというのはちょっとした恐怖にもなっているのではないかと思いますので、その辺の対応とあわせてぜひとも厳しいチェックを進めていただきたいと思いますとともに、再発防止にはより入念に対応していただきたいという要望をいたします。

○議長（渋谷けいし） 以上要望でよろしいですか。

○5番（藤岡智明） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） 報告の中で、この間、クリーンポートの長期包括委託審査委員会が何回かあったということで、今回資料も出していただいておりますけれども、その中でも議論されている点を確認させていただきたいのですが、これまで柳泉園も売電収入ですとか、ごみの搬入量に対していわゆるごみの熱量を利用しながらそのような売電収入があったりとかというところで収入を得ているという部分はあると思うのですが、第2回の8ページのところに、今回この入札に当たっての売電収益の部分を見込んでいるという部

分と、今後、東久留米市さんのごみの有料化がこれから予定をされているということで、本市西東京はもうごみの有料化を進めていますけれども、ごみの有料化をするとやはりごみが減量されていくというところで搬入量も減ってくるのではないかとということが予測はされるんですが、そのような面でここに書かれていますごみの量というのを今後どういふふうに見ていくかということもかなり重要になってくると思うのですが、今後このごみ、各市のもちろんごみの分別ですとかごみの減量対策に対してはやはり搬入量がかなり今後減ってくるのではないかとということで、この長期包括の中で約10年、15年先を見据えた中で、やはりこのようなところの推計をどこまでどういうふうに関後出していくかというのも我々も目で確認をしていかなければならないと思うのですが、そのあたりについてはどのようにお考えがあるのかということをお伺いしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） ごみの搬入量の予測なんですけど、柳泉園組合及び関係3市を含めまして基本計画の見直しがございます。ただし、今回の長期包括運営委託の入札には間に合わないと思われそうですが、そこでごみの推定量が出てきます。東久留米市に関しましては有料化を行う予定でございますので、減量効果の出た基本計画になると思います。そのようなものを見せながら包括のほうは進めていきたいと思うのですが、ごみの搬入量に伴って委託料が変わってきますのが変動費になります。こちらは前回、全員協議会の際にでも少しお話ししたかと思うのですが、現状でお話しすると1トン当たり1,000円しないような経費になろうかと思われそうです。主に対象となるものが薬品関係でございますので、そのようなものが変動費となって、ごみが減って焼却量が減ることによって変わってくるようになりますので、そのような対応、支払い方法になろうかと思っております。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

各市の基本計画の見直しという中では、今回間に合わないということは理解するところなわけですけれども、やはり我々、包括委託をしなかったとしてもごみの搬入量の増減によってかなり変動があるのかなと考えますので、そのあたりについては委託費に関係するのは変動費というところだという御説明がありましたので、その部分というのは基本的にはあれです、もし急激に変動して、特に薬品だというお話だったので、その辺について大幅に、例えば委託をされた、入札をされた業者がこんなはずではなかったではないですけども、そういうことにはならないような、それで例えば訴えられるとか、そういうことのないような形にきちんと協議をされるのかどうなのかということも改めて確認をさせ

てください。

○技術課長（佐藤元昭） そこら辺は実施方針の中でも記載されておりますとおり、委託費の見直しというものがございまして、急激な変動があった場合はお互い甲乙協議をして定めることができますので、対応は可能だと思っております。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 幾つか質問をさせていただきます。

まず、今の長期包括委託契約に関してですけれども、まずこの別紙でいただいております委員会の会議録につきまして、第2回の会議録の3ページになりますけれども、こちらの真ん中のあたりになります。委員さんからの御指摘で、長期包括運営委託では他社の案件には手を出しにくいという現状もあり、ごく限られたところしかターゲットにならない状況というのがあるという御指摘がございまして、私も前回の全員協議会のときに質問をさせていただいたことに関連はいたしますけれども、この辺のそういうちゃんと入札ということで決定したという、この辺の条件整備というんでしょうか、ほかの実際にこの設備をつくったプラントメーカー以外も手を挙げられるような、そういう条件整備についてはやはり十分という、これは御指摘だと思いますけれども、その辺についてはこの後どういようなお話の流れになったのか御説明をいただければと思います。

それと、まだこの議事録がもしかすると出ていないところにあるのかもしれないんですが、まだこちらの議論の中では、この議事録を拝見する限りでは、例えばその後の委託後のモニタリングや評価の方法、要はこちらの委託側が受託者に対しての監視や評価というものをどういうふうにしていくのか、その体制について、また当事者間の明確な責任分担のあり方についてというあたりについて、まだ十分に議論がされていないというふうにごいただいた会議録では思いますけれども、その点について今後どのように進めていかれるという予定なのか、これについてもお聞きしたいと思います。

そして、行政報告の中についてお聞きいたします。

行政報告で3ページになりますけれども、ごみ全体としては減量が進んでいるということは、これまでの毎回の報告の中でも明らかになっておりますけれども、このところ私が大変気になっておりますのが、粗大ごみだけはどんどん増加しているというのが、前回は増加していたと思います。この粗大ごみ、5ページのほうには各市の搬入状況、前年度との比較がございまして、これによりまして、これによりまして各市とも粗大ごみについては増加をしているということになっております。最近ではあまり物を持たない生活というのもの、はやって

いると言ったら変ですけども、そのようなことも言われておりましたり、また高齢化に伴いまして、例えば亡くなった方が家を処分というときにたくさんのごみが出るという、そういう傾向があるということは考えられますけれども、このようなところの分析、もし各市で行っていらっしゃる分析がございましたらお聞きしたいのと、それを柳泉園としてはどのように捉えていらっしゃるのか、その辺についてお伺いできればと思っております。

それと、9ページになりますけれども、今回、工場内の作業環境ダイオキシン類測定というものを実施したという報告をいただいております。これが数値が高いという場合、どのような影響があるのかについて御説明をいただきたいと思っております。

10ページになります。水銀濃度の分析測定結果ですけども、各月の1時間平均値の最高値を表記というふうになっております。これは予防原則ということで考えますと、1時間平均値というよりは1時間最高値の最高値ということが報告としては望ましいのではないかと考えますけれども、この考え方について御説明をお願いいたします。

それと、12ページの粗大ごみ処理施設の爆発についてです。これについてはすぐに今回御報告をいただきまして、本当にありがとうございました。そうした迅速な情報提供が大変望ましいやり方だと考えております。

これに関してですけども、先ほども質問がほかの議員からございましたが、これを防いでいく方法がどういう方法があるのかということに関連いたしまして、今回も工事請負契約の中では粗大ごみ処理施設の委託というものがございます。この委託契約関係の7ページになりますけれども、予定価格が1億7,000万円に対して契約金額が1億1,000万円ちょっとということになっております。この委託内容といたしましては、粗大ごみ処理施設全般にかかわる運転、また、不燃ごみからの手選別による有価物の回収、またはスプレー缶、有害ごみ等の選別業務ということが業務の内容として含まれておりますけれども、この予定価格と契約金額、かなり私は違うなというふうにも思っております。この辺のこの金額というものが、これを削減することによってこうした事故が何か防げないということにつながっているということになっているのであれば、むしろ今回この粗大ごみ処理施設が爆発したことによって、これから出てきますけれども、補正予算が1,000万円程度出てきているということを考えますと、これは一体安いのかどうか。この予定価格に対して契約金額がこれだけ低いということがどう評価できるのかということにもかかわってくるのではないかと思っております。その辺についてどういうふうこれから、なかなか対応が難しいというお話があったとは思いますが、そういうことも

含めて対応を図っていくということが必要であるかと考えますが、この点についてのお考えをもう一度お聞かせいただければと思います。

それと、契約のことについて幾つかお聞かせください。

まずは1ページ目、また2ページ目ですけれども、内容といたしましては随意契約、そして、1ページ目はびん系列補修、2ページ目も点検整備補修ということになっておりまして、今回の金額と前回の金額で結構違うということがありますが、これは内容が違うということなのかの確認をさせてください。

それと、3ページになりますが、この3ページの一番下のほうでは、「当該業者以外は施工不可能と判断し」というふうに、これまでの見積もり合わせということからこのような結論に達したということが書いてありますけれども、もし前回はそういう状況であったとしても、ほかの業者にもそういうチャンスをきちんとつくるということも含めて、そのほかに可能性があるということも検討するということを考えることができなかったのか。どうしてこのような結論をつけるということに至ったのかということについて、もう一度御説明をいただければと思います。

それと、次もなんですが、4ページ目も、予定価格と契約価格に大きな乖離がございまして、これについては例えば、使うと思われていたものを使わないようなことになったとか、工事が少し当初のことよりも変更になったということなのか、先方の経営努力みたいなところなのか、その辺について少し具体的に御説明いただけたらと思います。

それと、5ページも随意契約になっておりますが、こういうものも今回、長期包括委託契約のほうでもほかのプラントメーカーなども手が挙げられるような、そういう特殊技術については最初の設置したプラントメーカーに提供してもらうという条件をつけてということになっておりますけれども、こうした随意契約ということに至る前に何かそういう、こういう小さい工事にしてもそうした条件整備というものは考えられないのかということについて、やはり公平な入札というんでしょうか、そういうところを組合としては担保していく必要があるのではないかと考えておりますので、そのようなところについて御説明をいただければと思います。

これは6ページについても同じような「施工業者のみが有するプログラム設計」という表現がございまして、このようなところについての考え方というんでしょうか、そういうことを今後どういうふうに、今回の長期包括委託契約に限ったことなのか、こういう組合の姿勢としてこれからほかの契約についてもこのように進めていくということなのか、こ

の辺について御説明をいただければと思います。

すみません、以上たくさんになりましたけれども、よろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 今、11点いただいております。

○技術課長（佐藤元昭） では、最初に技術課に関する御質問についてお答えしたいと思います。

まず、長期包括の関係ですが、ごく限られた業者しかターゲットにならないのではないかとこのことをございます、事前にアンケート調査を行っておりまして、10社に行き、現状、設計・施工業者を抜かして4業者が興味を示して、条件がそろえば手を挙げたいということをおっしゃいます。そのために柳泉園組合といたしましても、当初は指名競争入札を考えておりましたが、委員会の中で一般競争、条件つきでございます、一般競争で行うということになっております。また、今回、資料でつけさせていただきました新旧対照表をごらんいただければと思うのですが、せっかく一般競争入札として門を広げたのに、9ページの資料の中の下の段の下線部分、非常用発電設備のオーバーホールの経験を有することということをつけ加えることによって大幅に門を閉めてしまうということも含めましてそちらを削除すると、より門を広げたいいろいろな業者が手を挙げられる状況にしたということをございます。

次に、委託後のモニタリング等でございますが、当然丸投げにするわけにはいきませんので、それなりのチェックをしていかなければならないと思っております。そちらに関しましては柳泉園組合の職員、主任技術者が点検をするとか、3年に一度、第三者であります業者が精密機能検査をするですとか、そのほかに他団体で行っている方法を参考にしながら、毎日の引き継ぎには出席して前日のこと、当日の作業状況等を確認するですとか、日報及び月報での確認。あと、毎月1回会議を行いまして、前月の作業報告や今月の作業予定、大きな定期点検整備補修とかであれば決まった時点での報告を受けるとか、あと、年1回、要求水準書と照らし合わせて適正に行われているかという確認。また、書面以外に全炉停止時において内部の補修等を行った場合は、焼却炉内に入って状況を確認するということをしてましてモニタリングをしてまいりたいと思っております。

また、リスク分担につきまして細かいことに関しましては、要求水準書のほうに記載されてきますので、発表された後、御報告したいと思います。

また、作業環境ダイオキシン類測定結果でございますが、こちらについてはレベルが数値によって1、2、3とあります。管理区分とも言いますが、柳泉園組合ですとレベル1

ですので、通常、炉室内に入る場合は簡易なマスクで入れるということです。それが高くなってレベル2とかレベル3になってくると、それ以上の保護具が必要になってきます。マスクも軽微なマスクではなくて、それに相当するマスクですとかタイベック、通常の作業着の上から全身を覆うような服装をして入るということになってまいります。現状、柳泉園組合に関しましてはレベル1と、管理区分1ということになっております。

また、水銀濃度の関係ですが、あくまでも1時間平均値として日報、月報に出てまいります関係上、最高値という言い方ができませんので、月報、日報に出てくる1時間平均値という記載となっております。

技術課に関しましては以上でございます。

○資源推進課長（宮寺克己） それでは、幾つかお答えいたします。

粗大ごみの量の増加でございますけれども、恐れ入ります、柳泉園組合から各市に改めてお問い合わせということはしていないものですから、ただ、市民の方からのお申し込みというのは現にふえているものと思われまして。あとは、柳泉園組合に直接市民の方からお問い合わせの電話がございまして、粗大ごみを持ち込みたいという場合もございます。これは柳泉園組合で独自に手数料を頂戴してお受けする場合がありますが、私も電話をよく受けることがあるんですが、前との比較ができませんが、やはり親御様が亡くなられて持ち込みたいという電話は私何度か受けております。それがここに来てふえているものか、前からあったことはあったと思うのですが、そのようなことももしかしたらふえているのかということは考えるところでございます。

それから、粗大ごみ処理施設の長期継続委託につきまして、今回10月から新たに3年間ということで長期継続契約させていただきます。ここに委託内容がございまして、そもそも仕様書にスプレー缶ですとか、ガスボンベももちろんそうですし、そのような危険物、有害物を除去してくださいということがきちんと仕様とうたっておりますので、それにつきましては業務開始前に当然相手に対して確認をすることと、ことしにつきましては2月、3月、7月と爆発ということもあったものですから、よくよくお願いしたいということはもちろん言うつもりでございます。金額につきましては入札を行いまして、この落札業者とあともう1社がかなり低い金額となっておりますが、額についてはそれぞれ企業努力されたものと思われまして。ただ、業務の執行に当たってはきちんとやっていただくようには当然要求をしていくつもりでございます。

それから、契約の1ページのびん系列の内容でございますが、昨年と若干数字が違うん

ですが、昨年ではいわゆるコンベヤに使いますセンサー、光電スイッチと言うんですが、その劣化が幾つかあったものを交換したと。それから、コンベヤの駆動チェーンですとかベアリング等の交換を昨年行いまして、昨年度は1,458万円でございます。それに対しまして今年度はここに記載のありますように、電気操作盤の中の部品の交換ですとかコンベヤの駆動チェーンの交換ということで若干内容が違うということで、ことし1,728万円を契約させていただいております。

それから、変電設備の内容でございますが、この工事につきましては昨年、平成27年度に設計・積算をコンサルタントに委託しております。その設計内容と積算額をもって予算化をさせていただきまして、内容につきましては実際の入札に当たって変更ということはありません。かなり額が確かに半額ぐらいになっておりますので確認をいたしましたところ、コンサルタントにおける積算につきましては国が定めております「電気設備工事積算実務マニュアル」というのがございます。これはその名のとおり、電気設備を積算するに当たってのマニュアルなんですけど、それに基づき材料費ですとか工事費などは積算しております。ただ、入札を行っておりますので、そのような部品の調達ですとか労務費については、それぞれの参加企業で御努力なされた結果ではないかと思っております。ちなみに最大で1,400万円ほど工事費については差が生じております。

それから、いわゆる諸経費、共通仮設費ですとか現場管理費、一般管理費なんですけど、こちらもコンサルにおきましては、公共建築工事共通費積算基準というのを使いまして経費の率を出して、それに工事費を乗じてそれぞれ各経費を算出しております。ただ、基準ですので、現場の工期を1カ月単位で積算するというふうになっております。ただ、発注仕様書におきましては、現場作業はごみ処理の関係がありますので4日間でやってくださいと発注をしております。そういうふうにしたこともございまして、業者におきましては当然、実際にかかるコストということで積算されたと思われまして、これにつきましては最大500万円ほど諸経費で差があり、合計で1,900万円ほどですか、差が生じているかと思われまして。ただ、施工に当たりましては当然必要な性能を確保することがございますので、これも国で定めております電気設備技術基準というのがございますが、そのような法令にのっとり適正に施工されることを職員で確認したいと考えております。

それと、し尿の定期点検整備なんですけど、これも過去におきましてそのように事前に調査を行った結果、できる業者が2社あったのですが、実際には辞退によって1社しか見積もりがとれなかったということがございます。今後につきましては、その指名登録等で新

たに業者さんも来る可能性がございますので、そこにつきましてはよくよく確認をしながら進めていきたいとは考えておりますが、今回についてはそこまでは至らなかったということでございます。

○技術課長（佐藤元昭） では、2ページのクリーンポート電気・計装設備点検整備補修の価格の差でございますが、こちらに関しましては点検する機器の数の違いでございます。今年度は圧力発信機25台を点検していただくんですが、昨年ですと23台、流量発信機に関しましてはことしは19台でございますが、昨年は15台だったということで、点検する機器の数によって金額が若干異なってくるということでございます。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、5ページ目の自動火災検知装置更新工事と6ページ目のシステム更新工事の契約方法の考え方も含めまして御説明させていただきます。

それでは、5ページ目のピットの自動火災検知装置更新工事でございます。こちらの工事の内容につきましては、例えばピット内で火災が発生した場合、充満する煙によりまして当然火災地点を特定することが非常に難しい状況ですので、ピット内にカメラを設置することによりまして24時間、365日、ごみの表面温度を自動監視、そして測定を行っております。万が一火災が発生した場合、設定温度まで上がりますので、警報ブザーが鳴ったり、また色別によってその位置の表示を行ったり、そういう特定を行うことによりましてクレーン室からの放水銃による初期消火が可能となっております。このようなシステムは、設置後15年経過しており、部品につきましてもなかなか手に入らないものがございますので、更新を行うことにより設備の安定した初期消火の対応を図るものであります。内容的にはトータルの改修工事でございますので、実際には指名参加を出される業者に対しまして事前に追加調査を行っております。結果といたしまして2社しかおりませんでしたので、3社以上であれば当然入札という考えなんですが、今回2社しか業者がいらっしゃいませんでしたので、結果として随意契約といった形で金額的にはこのような金額で契約をさせていただいております。

6ページ目のシステムの更新工事でございます。こちらにつきましては、管理棟、工場棟に設置しております空調、消防、放送設備のほかに、照明器具、パッケージエアコンも含め、運転の制御につきまして自動制御、また監視も含め、監視システムによって同じように24時間、365日監視を行うことによりまして、万が一深夜でも昼間でも仮に故障、また異状が出た場合、当然そのようなものを表示したり、またそのような履歴をシステムの中に保存しておくといった形を行うことによりまして、翌日、職員、または業者を呼ん

だりしながら維持管理に努めているところでございます。

このようなシステムにつきましても、設置後15年が経過しておりますので、劣化を失てしまったり、また入手困難となってまいります。万が一故障して部品が手に入らないとなった場合は、手作業によりまして全て人が配置した上での運転となってまいりますので、システムの更新を今回行うことで機器類、設備類の安定した維持管理を図っております。

内容的には、いろいろ中央制御室にあります監視盤の更新も含めまして、今回新たにソフトを7種類ほど、例えば集計の方法であったり、また演算とか表示方法などソフトの改修を7種類追加してございます。また、現場にも盤がございますので、その盤の更新も含めて、現在50台あるところを34台に集約してございます。集約することによりましてシステムの性能の向上を図る必要があるということから、今回の改修工事につきましては、当初、設計から実際に開発、設置までしております日本電技株式会社に対しまして、最初からこういうふうなシステムをつくりたいということを含めて調整を図っていく必要がございましたので、随意契約で行っております。そのような経過の中で今回行ったものでございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で全て答弁していただいておりますが。

○8番（小西みか） 一度にたくさん質問して申しわけありません。大変丁寧にお答えいただきましてありがとうございます。

まず、長期包括の委託契約につきましては、これからさらに検討が重ねられていくということになるかと思えますけれども、最初のたくさん入札があるようにということについては、大きいプラントメーカーはそんなにたくさんはないと思えますので、そんなにたくさん入札されるということには結果的にはならないのかなと思えますけれども、やはりそうした条件整備ということで公平性というのか、そういうところがきちんと保たれるということは、公共のあり方としてはそういうありようであってほしいなと思えますので、そうした条件整備については入札にいろんな会社が参加できるような形を今後も十分に検討を進めていただきたいと思います。これは要望で終わらせていただきます。

次のモニタリングなどについてですけれども、これは先ほどの御説明は既にもうその後の委員会の中で検討されているということなんでしょうか。そこをもう一度確認させていただきたいのと、その要求水準書ができ上がってから説明しますという御説明が責任のあたりについてはございましたけれども、この辺はとても重要なところであると思っております。そうしたモニタリングをきちんとしていくということの体制を整えることと、あ

とはやはり責任の区分を明確にしていくということは、何か事故が起こったりという場合には特に重要になってくると思います。特に要求水準についてはいろいろガイドラインというものも出されておりますので、こうしたことを参考にこれから具体的にどういうところまで求めるのかということが決められていくのかと思いますけれども、その辺についても議会にも定期的に御説明というか御報告をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。これも要望で終わらせていただきます。

続いて、9ページ、粗大ごみのところについては、私、最近のごみの状況といたしましては一般的な可燃ごみ、不燃ごみは大分減ってきているなど感じておりますので、今後の対策、ごみ処理という点での対策は粗大ごみであったり、あとは産業廃棄物といったようなところもこれから課題になってくると思いますけれども、そのようなところに力を入れていく必要があると考えております。特にやはり粗大ごみがこのところ数字を見ているとふえているなどというのを感じておりますので、ぜひ各市でどういう状況があるのかということ进行分析をしていただきまして、今後柳泉園組合さんとも御検討いただく中で今後の廃棄物の処理計画といった計画の更新もあるかと思っておりますので、その辺に反映をぜひしていただきたいと思っております。これも要望で終わらせていただきます。

工場内の作業環境ダイオキシン類の測定につきましては、何かレベル1という管理区分での位置づけということですので、高い数値が出れば対応していくということだというお話ですけれども、これについてはどれぐらいの頻度で測定が行われているのでしょうか。恐らく働く方の環境基準という観点からのということだと思いますけれども、これの測定がきっと最終的に排出されるダイオキシン類にも関係してきたりするということもあるのではないかなと思っておりますので、あと、直接的にどこかから、煙突からではないところから出たりということもあるということも考えられるのか、その辺についてももう一度御答弁をいただければと思います。

水銀濃度の測定については、先ほどの御説明ですと1時間平均値しか測定できないという捉え方でよろしいのでしょうか。これはその最高値ということ、最高値、最低値というんでしょうか、そういうものを表示するということは可能なかどうかについてももう一度御説明いただけたらと思います。

粗大ごみ処理の施設についてですけれども、先ほどの御説明ですと、ちゃんと委託内容の中に含まれているのでその辺もきちんとやってくれるというお話がありましたが、これは手選別ということになりますと、やはり働いていらっしゃる方の待遇というところにも

こうした契約金額というのはかかわってくるのではないかと私などは考えます。こういうところがきちんと行える体制の会社なのかどうかという、その辺の判断というんでしょうか、そこはどのようにされているのか。例えばこれまでのこちらの今回の請け負うことになった会社が今までの業務の中でどのような状況だったのか、その辺の把握がどのようにされているのかについてももう一度御説明をいただけたらと思います。

契約については、1ページについて、内容が違うということで金額が違うということは理解いたしました。

2ページ目についても、台数が違うということで、これはローテーションで今年度はどこのもの、次の年度はここのものという形で計画がされているという点検なのか、その辺をもう一度補足をしていただけたらと思います。

3ページについては、今後はぜひほかの業者さんにもそういう門戸を広げるという点での、前年度がこうだったからということにこだわらずにぜひ対応していただきたいと思えますので、これは要望で終わらせていただきます。

4ページについては、先ほどの御説明ですと、工事の点で、コンサルタントにこの見積もりの予定価格を出してもらって、そして予定価格を提示して入札に至ったということでしたけれども、先ほどのコンサルタントの見積もりでは、4日間のところが1カ月分として見積もりされるというのが、それが普通の見積もりとしての対応なのか。要は、実際にどれぐらいの金額であれば妥当なのかということが、私は予定価格というのは一つの目安としてあるべきなのではないかと考えておりますけれども、この辺についてはどういうことになっているのかということをもう一度御説明をいただけたらと思います。

5ページにつきましては、部品がもう既に手に入らないという状況で、この2社にしかそもそも無理だったという御説明でしたけれども、今後この大規模改修も含めて更新をしていくという中では、もうこういうことが起こらない入札ということが行えるような体制が整えられるのか。また、共通部品というんでしょうか、一つの会社だけの何か特殊仕様ということではないような、そういうことも恐らく業界内では進んでいるというふうには思いますけれども、その辺についてはこの業界としての現状、特にこのカメラの関係ではどういうことになっているのか、そのあたり、もしわかれば教えていただければと思います。

6ページについては、今回この更新工事ということで、50台から34台にこの制御盤を減らすということで、恐らく管理しやすさということにもつながるとい、そういうこ

とも目指した工事だとお聞きいたしましたけれども、私がお聞きしたかったのは、このような工事も含めて今後の随意契約をこれまで行ってきたものに対する考え方、今後どういうふうにした、私は随意契約というのがもちろん一定程度は必要だということは理解はできますけれども、できるだけやはりそういうことではない契約にしていくということが望ましいのではないかと考えておりますので、今後のこうしたことへの考え方をもう一度お聞かせいただけたらと思います。

あと、先ほど御説明いただいた長期包括運営管理事業実施方針の変更点についてですけれども、この非常用発電設備のオーバーホールの経験を有するというを外すと入札しやすくなるというお話がありましたが、逆にこの点についてはどのように担保されるのか、どういうふうに補完されるのかということについて補足の説明をお願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 8点いただいております。

○技術課長（佐藤元昭） では、まず最初に技術課関連のほうから答弁させていただきます。

まず、モニタリングのほうでございますが、こちらに関しましてはまだ委員会等での議論はされておられません。議論になるのかどうかはまだ定かではございませんが、他団体のものを参考にしながら、また柳泉園でもやらなければいけないものを考えながら、モニタリングしていく状況でございます。

また、リスク分担につきましては、契約後に詳細の詰め協議というのがございますので、そこでより細かなリスク分担について甲乙で協議してまいりたいと考えております。

作業環境ダイオキシン類なんですけれども、こちらは柳泉園で行っているものが年2回行っております。そのほかに柳泉園組合といたしまして、ダイオキシン類ばく露防止対策協議会というものが設置されておまして、基本的には年3回、焼却施設のオーバーホールのときに、関係する業者を含めて前検査、後検査ということを行っておる状況でございます。

続きまして、水銀の表示なんですけど、前回からこの表示をさせていただいております。ですので、今のところ検出された経緯はございませんので、ずっとゼロということにはなっておりますので、もし検出された場合は最高値が幾つで最低値が幾つという表示の仕方は可能かと考えております。

次に、電気関係の整備ですが、基本的にローテーションは考えてございますが、ことしやった結果に基づいて来年度足し込むこととか、もしくは省くということもオーバーホー

ルの結果では出てくるということでございます。

非常用発電設備の関係でございますが、代表企業が非常用発電設備に関する業者に依頼を恐らくするでしょう。ですので、これを外すことについて問題はないと考えてございます。

○資源推進課長（宮寺克己） 粗大ごみ処理施設運転の長期継続契約の関係ですが、今回落札いたしましたのが株式会社環境技研という会社でございます。現在、3年間の長期継続契約をことしの9月までやっているのですが、それが始まります前の3年間、この環境技研が運転の委託を長期継続契約してございました。ですので、基本的に当然、柳泉園組合の施設についてもよく御承知のものと思われまして、何が危険かということもある程度はわかっていらっしゃるのではないかと思います。

それから、変電設備の設計なんです。コンサルが使いました現場1カ月といたしまして、これは国で定められております積算における公式、数式なものですから、それを使ってかなり非常に複雑な計算をして、その経費率を出すようでございますが、それに基づいて出すということがまずございます。そのように国の基準で出しておりますので、それが基準となることは考えとしてももちろん間違いなことだと思っておりますけれども、入札を行いまして、一番高い札でも700万円ほど差があるということを考えますと、それぞれ御努力なさったんだろうと推測をするところでございます。

○施設管理課長（千葉善一） 5ページ目のごみピット関係でございます。こちらの部品につきましては、基本的には特注品ではございません。市販という言い方はおかしいんですが、同等品ということで今回、選定させていただいておりますので、必ずしもこの会社ではなければだめだということではございません。ただ、電気会社にもし契約したとしても、消防法の絡みもございまして、実際現場で行う作業につきましては、当然消防の関係の知識がないとなかなか難しい部分もございまして、そのようなことを考慮いたしまして、最初から電気関係の会社ではなくて消防のほうの関係のある会社を選定させていただいております。実際には数社ございますけれども、トータルで考えていますので、どうでしょうかと言ったときに2社しか手を挙げる業者がいらっしゃいませんでしたので、結果として2社の見積もり合わせでの随意契約といった形となっております。初めての更新ですので、次回は部品がなくなるだろうという時期である10年、15年先の更新ということを考えております。

○総務課長（新井謙二） それでは、最後でございます。随意契約の考え方といたしまして、

根拠でございますが、組合の契約事務規則におきましてもその基準を制定しておりまして、その基準の範囲を具体的に制定しております。この基準におきましては平成13年に制定をしておりまして、その範囲でございますが、特殊な技法、工法を用い、その業者でなければ業務を完遂することができない場合とか、または特にクリーンポート施設におきましては、関連する定期点検整備補修などによりまして、その部分の施工に起因する他の部分への影響について施工者の保証が得られない場合などということに該当することから、随意契約としているものが多いということでございます。ほかの施設におきましても、そのような主要部分につきましては1社特命の随意契約は行っておりますが、ほかの業者でも可能なクレーンなどの修繕などにおきましては柳泉園でも分離発注をして入札を実際しているところでございます。今後におきましてもさらに検証を行って、公正な透明性のある契約にしていきたいと考えております。

○8番(小西みか) すみません、本当にたくさんお聞きして申しわけありません。

長期包括委託の関係につきましては、今後、私どもに情報公開していただくということと、あとは、まだ委員会の中で先ほど質問させていただいたような点については話されるかどうか分からないという御答弁でしたけれども、ぜひそのことについても十分に御検討いただくような形でお願いできればと思います。

あと、先ほど追加で御説明いただいた非常用発電設備のオーバーホールについては、代表企業が受けて、この点についてはここからは外しても、そこもきちんとカバーされるという意味だったのかもしれないんですけども、明記するということが必要ないのかについて再度確認をさせていただきます。

それと、工場内のダイオキシン類の測定については、年3回の協議会の前後、また年2回、これに測定自体は行われているということで、こうしたところを作業環境ということできちんと保つということが今後も、逆にこの周りにも飛散しないということにもつながると思いますので、この協議会の後の前後の検査の結果というのは、これは御報告いただくということはいかがなんでしょうか。このことについてももう一度御答弁をお願いいたします。

水銀濃度については、今回から始めていただいたということで、最高値、最低値ということも表示していただける可能性があるという先ほどの御答弁だと思いましたので、そのように最高値と最低値という形での表示も、この数字が何か出た場合にはぜひお願いできればと思いますので、この点について御検討をいただければと思います。

粗大ごみ処理施設についてですけれども、先ほど再質問させていただきましたのは、先ほどの御説明ですと、この業者さんが今受けていらっしゃる業者さんの前回、柳泉園組合のことをやってくださっていたという御説明だったと思いますが、実際に今の期間、もしどちらかで業務を請け負っていらっしゃるということがあれば、そうした業務の中でどのような状況で運営をしている会社なのかというあたりのところも、恐らくこの入札された会社について調べる中で、そうしたことも調査をされていると思いますので、この点についてはもう一度御説明をいただけたらと思います。

工事請負契約に関しましての2ページの点については理解をいたしましたので、終わりにいたします。

4ページについてですけれども、先ほどの御説明ですと、国の基準に従って見積もりがされているということで、この予定価格については問題ないという御見解だということでしたけれども、700万円、一番近い金額だとしても違っているというのは本当にそういうことなのかというところについては、もう一度ぜひ御検証をいただければと、その確認をいただければと思いますので、これについて今後また御報告などをいただけたらと思っております。工事内容が変わらない、使う部品などが変わらない、そして、工事内容自体も変わらないということであれば、何らかその予定価格があまりにも実勢価格からかけ離れているということなのか、企業努力ということはもちろんはあるとは思いますが、そうした中で何か削らなければならない、例えば労働している方の待遇であったり、そういう影響もあるのではないかと考えられますので、そのようなことも含めて何かふぐあいが起こったりとか、事故が起こったりということがもちろんないようにされているとは思いますが、あまりにも違うということについてはどういうことなんだろうと、そういう視点を持ってぜひ検討していただければと思います。これは今後さらに調べていただいて御報告をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次の5ページですけれども、消防関係の知識が必要だったという、最初の御答弁の内容と私が勘違いをしていたのか少し内容が違ったというふうに思っております、今回はそういうことで消防関係の知識が必要な工事だったということで、なかなかやはりそういう会社がないというのが現状なんだということがわかりましたので、部品のことではないということで、今後はこういうことに対応できるところがふえていけば入札がもっとふえていくことが可能だということを理解いたしました。

6ページに関してですけれども、随意契約についての考え方についてですが、先ほどの

御説明ですと、今回の長期包括委託契約の考え方と少し矛盾があるのではないかなと思っております。特殊な、あとは施工に起因するということがあれば随意契約と、そういうふうに規定されているということでしたけれども、そのような前提と今回の長期包括委託でそのためには入札をかけるという、要はそういう施工に起因するということは、そこを施工した業者に担保してもらうという方針をとるところでは少し矛盾を私は感じます。今後、そうしたことについては、恐らく少し開かれたというか、共通的なという考え方が業界全体としても進んでいっているのだろうなどは思いますけれども、その辺の少し矛盾を感じるあたりについて、もう少し追加で御説明をいただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 1点目の長期包括契約について、モニタリングということで御質問なのか要望なのか。要望なんですか。

○8番（小西みか） そこは今後の検討をお願いできるのかということだけでいいです。

○議長（渋谷けいし） 答弁を求めていらっしゃるということで。

○8番（小西みか） はい。

○技術課長（佐藤元昭） 今お話にありましたモニタリングの関係ですが、委員会の中で議論していただくことは可能かとは思っております。

続きまして、実施方針の中から非常用発電設備のオーバーホールの経験を抜くことについては何ら問題ないと考えております。なぜならば、プラントメーカーが独自につくった非常用発電設備ではございません。非常用発電設備はそれ専門の業者がいらっしゃると思いますので、契約した業者が非常用発電設備に対して整備できる業者に依頼すればいいことと考えておりますので、問題はないと考えております。

また、柳泉園組合が行っておりますダイオキシン類ばく露防止対策協議会の中での結果の報告ということは、議会のほうにお示しすることは何ら問題ないことと考えております。

○資源推進課長（宮寺克己） 先ほどの環境技研の話でございますが、環境技研は本年度、し尿処理施設におきましても、4月からまた長期包括ということで3年間の契約が始まったのですが、そちらのほうも入札を行いまして環境技研がとって、こちらは既に4月からですので現場作業に入っております。今のところ、労務関係ですとか、そのようなことについて、少なくともこちらのほうに何か従事されている方からお話があるとかということではございません。入札に当たりましては、指名登録されている業者の中から、例えば運転でしたらそういうごみ処理施設、し尿処理施設等の運転業務の実績がある業者と

ということで数社ございますので、そういうところから選んで入札を行っている。当然、今回この粗大ごみ処理施設で入札していただいている業者につきましても、その条件を満たしている業者から選んで入札を行っているということでございます。今のところ、働いている方から特にどうということはこちらのほうにはございません。

○総務課長（新井謙二） 最後でございます。先ほどの随意契約の関係でございますが、クリーンポートの長期包括委託におきましては、総合評価の落札方式でございますので、この落札方式におきましては、入札の価格だけでなく、技術面も総合的に評価をしております。今回、契約の状況でお示しをしております契約関係につきましても、あくまでも価格だけの競争ということでございまして、その価格での競争の中で随意契約という基準を設けてございまして、それに該当するものについては随意契約をしている状況でございます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

○議長（渋谷けいし） 次に、「日程第 5、議案第 15 号、工事請負契約の締結について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第 15 号、工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、厚生施設プール棟等大規模改修工事について、平成 28 年 7 月 25 日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定によりまして御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

まず、第 1 の契約の目的でございますが、厚生施設プール棟等大規模改修工事でございます。

次に、2 の契約方法ですが、制限付一般競争入札による契約でございます。

3の予定価格ですが、3億8,529万7,560円でございます。

次の4の契約金額でございますが、3億6,072万円でございます。

次に、5の契約期間ですが、契約確定日から平成29年3月24日まででございます。

次に、7の支出科目につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第15号資料をごらんください。1ページの入札結果調書についてでございます。

まず、1、入札件名につきましては、厚生施設プール棟等大規模改修工事でございます。

2の入札日は、平成28年7月22日でございます。

3の入札場所につきましては、クリーンポート管理棟3階の大会議室でございます。

次に、4の入札者及び入札金額につきましては、表に記載のとおりでございます。

次に、5の落札者名及び落札金額につきましても記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをごらんください。制限付一般競争入札参加資格等についてでございます。

2の(1)参加資格要件でございますが、アからコまでに記載する10項目でございます。このうち、本工事に伴う主な要件でございますが、クに記載の、建設業法に定める経審結果の建築一式の総合評点が1,000点以上であることで、本件の契約相手方、昇和建设株式会社の総合評点は1,026点でございました。また、コに記載の、過去2年度内における官公庁発注工事で契約金額が1件当たり3億円以上の実績があることで、本件の契約相手方の実績は、立川市が発注いたしました市立第六小学校大規模改修工事を7億7,252万円で、平成27年6月に契約を締結しております。

続きまして、3ページをごらんください。

3の入札参加者は5社でございます。

次に、4の経過でございますが、平成28年6月23日に入札告示をし、6月27日から参加申し込みの受け付けを始め、5社の申し込みを受け付けました。5社の参加資格要件を確認し、7月4日、5社全社に参加資格がある旨を通知いたしました。7月5日から設計図書の貸し出しをし、7月22日に入札を行い落札者が決定し、7月25日に仮契約を締結いたしました。

最後に、5の参考といたしまして、最低制限価格におきましては、組合の契約事務規則の規定に基づき、予定価格の10分の8から3分の2の範囲内で定めております。

続きまして、4ページの工事概要につきましては、担当の千葉施設管理課長より御説明

させていただきます。

○施設管理課長（千葉善一） それでは、続きまして、4ページから5ページの厚生施設プール棟等大規模改修工事概要につきまして御説明させていただきます。

1、一般概要でございますが、昭和61年4月のオープンから30年経過し、建物や設備の老朽化のため、施設の大規模改修を実施することで、今後の施設の安定した維持管理を図るものでございます。

2、件名、3、改修場所、4、契約方法につきましては、記載のとおりでございます。

5、契約金額は3億6,072万円、工種別の内訳につきましては記載のとおりでございますが、8の改修内容とあわせて御説明させていただきます。

6、契約の相手方、7、契約期間につきましては、記載のとおりでございます。

8、改修内容でございますが、（1）建築工事といたしまして、1億6,195万2,821円。内容につきましては、プール棟及び浴場棟の屋上防水とプール棟外壁の補修。室内プールの改修といたしまして、25メートル一般用プールとシャワー設備の設置。幼児用プールとプール室内壁や採暖室などの補修。天井、窓などの建具類や更衣室、トイレなどの改修。プール棟2階の改修といたしまして、和室、トレーニング室、トイレなどの改修や新トレーニング室の設置となっております。

主な工事内容につきましては、次のページに添付してございます「大規模改修工事概要」のとおりとなっております。

続きまして、（2）昇降機設備といたしまして577万1,000円。9人乗りエレベーター1基の設置となっております。

（3）電気設備工事といたしまして5,245万1,070円。内容につきましては、幹線、動力設備では、動力配電盤、警報盤や電灯分電盤などの改修。電灯設備では、コンセントや照明器具などの改修。弱電設備では、放送・電話・音響設備などの改修。消防設備では、誘導灯や非常用照明灯などの改修となっております。

（4）機械設備工事といたしましては6,478万8,130円。内容につきましては、空調設備といたしまして、空調機の改修と暖房器具などの設置。換気設備では、吹き出し口などの改修。衛生設備では、洗面台、便器類や給排水管などの改修。プールろ過設備では、ろ過機や滅菌装置などの改修となっております。

今回の大規模改修工事では、独立行政法人日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の地域スポーツ施設整備助成といたしまして約7,000万円の交付決定を受けて

おります。

厚生施設プール棟等大規模改修工事概要の説明につきましては、以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 2点お聞きをしたいと思います。

1点目は、工事中の安全の問題なんですけれども、東久留米では小学校の校舎で改修工事を行っている際に、敷地内にプレハブのようなもので仮設事務所を設けたんですけれども、そこで作業する方の喫煙スペースを設けておりましたら、そこを火元にして火災が起こると言うことが過去ございました。それは一例なんですけれども、火災というのは重大事態なわけなんですけれども、その他含めて柳泉園組合として、厚生施設としては初めての大规模改修でございますので、安全対策というのにもそれに応じた形がとられるべきと思いますが、安全対策についてはどのようにお考えか。特に喫煙の関係、そのところでどういう対応になっていくのか、御説明をいただければと思います。

2点目は、この大规模改修を実施していくに当たって、私の理解では10月から来年の3月末まで、プールを含めた厚生施設の利用ができなくなると理解をしているんですけれども、その市民への周知ですね。今、現状で厚生施設の広報というのは、バスの車内放送ですとかあると思います。あるいは、西団地のバス停のところには案内板というか看板があったりすると思います。こういうものもあらかじめこの期間はプールは利用できませんということの広報が必要だと思うんですけれども、今、現状で予定されているこの期間は利用できないと、ここまでわざわざ来てみて初めて、あっ、プール使えないのかという利用者、市民がいらないような取り組みが必要だと思います。この点、どういう予定でいらっしゃるのか、お考えをお聞きいたします。2点です。

○施設管理課長（千葉善一） 今回の改修工事の安全対策という点でございますが、安全面では車両の問題であったりとか、資材置き場また廃材置き場も含めまして、一般の市民の方々に対しましてどのように安全を保つかということでございますが、前回は御説明申し上げていると思いますが、学童用の野球場につきまして、今回、利用を一応中止とさせていただきます。その学童用の野球場のスペースを用いまして、現場事務所であったり、資材置き場、廃材置き場、そして工事車両車を含めましてそちらのほうにとめていただくということで、一般の利用者と一応隔離した、言い方はおかしいんですが、別々にとめることによりまして、なおかつゲートを設けて、例えば5時以降、ゲートを閉めて一

般の方が入れないような状況、またふだんの日につきましては当然ガードマンなどが配備されます。また、土日も含めまして平日でも、交通整理の委託により警備員の配置もしておりますので、利用者の安全もある程度確保でき、なおかつ工事車両についても向こうのガードマン等の方が配備されますので、ある程度の安全は確保されると想定しております。

また、喫煙関係につきましては、当然、灰皿を設置するとか、消火器をそばに置くとか、また指定場所の設置とか、そのようなものも含めて、今回の工事にかかわらず、柳泉園組合全ての工事につきまして、事前にそのような防火体制についての申請や報告を出させていただいております。今回の工事もそのような配置や、書類も含めて事前に提出することによって許可をいただくということで対応を考えております。

2点目の周知方でございます。例えば、今回の改修工事につきましては、既にホームページのほうで掲載を行っております。また、村山議員が言われたように、プール棟内の掲示板におきましても、当然周知を含めまして利用者の方々にごらんになれるような状況でございます。ただ、これからどういうふうな形を想定するかと申しますと、実際には年3回発行しております柳泉園のニュースを用いて、例えば工事概要、そしてこれからの予定も含めて掲載を予定しております。また、ホームページもでございますので、工事内容、さらに変更も含めて、このような工事は何月から何月でやりますよという、ある程度の工種別な工期、工程が当然決まってくれば、ホームページを用いながら、市民の方々に対して見られるような状況で対応したいと思っております。

また、掲示につきましても、間違っただけで来られるお客様も当然いらっしゃいますので、その間、窓口での職員、囑託の方からの口頭での説明、そして掲示も含めて、なるべく周知できるような形で対応を進めたいと思っております。

○3番（村山順次郎） 工事中の安全対策については言うまでもないと思いますが、万が一の場合という想像できないようなことがいろんなところでいろいろ起こりますので、防火対策も含めて念には念を入れて対応いただきたい、安全な工事になるようにしていただきたいと思っております。

それで、工事をしているぞという広報、周知の関係では、ホームページ、ニュース、あとは何ですか、窓口での説明という感じだったかと思いますが、一応念のために聞くんですが、バスの車内放送は、「お風呂、プールの柳泉園は、久留米西団地バス停を御利用ください」と2カ所でされていますが、あれというのは現状では多分、現段階ではされているのだと思うのですね。これが工事が迫ってきますと、あれはもしかして工事中も同じよ

うにされているとすると、それは明らかに誤解を生むと思うのですね。その例えば、「現在は工事中で、オープンはいつです」とかというのに切りかえることも御検討されているのかということと、あと、西団地のバス停のところに看板があると思うのです。仮にあそこのバス停まで来ちゃった人でも坂を上がる前に、ああ、プールはやっていないんだというのがわかるようなポスターの一つ工夫があってもいいのかなと思いますので、その点は御検討があるのか、御検討していただきたいと思いますが、伺います。

○議長（渋谷けいし） 安全確保については要望ということで。

○施設管理課長（千葉善一） 車内放送の関係でございます。こちらは年間契約を行っております。実際に放送する説明の文字数もでございますので、これから西武バスのほうと調整をさせていただいて、もし文字数以内で変更が可能であれば、調整したいと思っております。また、案内板につきましては、行政財産の関係で東京都住宅供給公社のほうに事前に賃借料をお支払いしております。その看板に絵柄も含めて事前に内容を提示しておりますので、追加も含めて御相談を差し上げて、許可がいただければそのような形での対応も可能かと思っております。

○3番（村山順次郎） もう要望で終わりますけれども、工事でプールの利用を中止しているということの周知をお願いしておるところですけれども、あわせてその工事が終わってオープンするぞという周知、これも一手間、特別な手だてを、せっかく改修してきれいになるわけですから、その機会に改めて新たに利用してもらえる人をふやす意味でも、特段の広報をひとつ考えていただきたいと、この点は要望したいと思っております。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○6番（桐山ひとみ） まず最初に、入札結果調書のところで5社が最初入札をするということだったのですけれども、3社が辞退ということなんですが、主な辞退の理由などわかりましたら教えてください。

それから、聞き漏らしたので申しわけないんですが、今回、決まった業者の立川の小学校、何か実績をおっしゃったと思うのですが、聞き漏らしたのもう一回、主な実績などありましたら教えていただきたいと思っております。

それから、先ほども村山議員のほうからも、工事が始まるに当たって安全対策は十分とられていくということだったのです、確認をさせていただきたいのが、今回、プール棟の大規模工事ということで、ただいまのお話ですと、野球場を資材置き場とか、あと、駐車スペースですか、車両が入ってくるですとか、そのようなところの形で使うということ

だったのですが、一般の方とその動線も含めていわゆる工事をされる箇所を分けるという認識があるんですけども、この工事期間中というのはテニスコートは使える、どこが使ってどこが使えないのかということをもう一度はっきりしておいていただきたいと思うので、その辺の確認をお願いをしたいと思います。とりあえずその確認をお願いします。

○総務課長（新井謙二） まず、1点目でございます。議案第15号の資料の4番目、入札及び入札金額の表の中で、辞退が3社ございました。株式会社興建社と一番最後の鴻池組東京本店におきましては、事前に辞退をされております。菊池建設におきましては、入札書での辞退ですので、応札時に辞退という形で、金額ではなく辞退と記載されております。

それから、参加要件であります3億円以上の実績でございます。本契約相手方におきましては、立川市が発注いたしました市立第六小学校の大規模改修工事を7億7,252万円で、平成27年6月に契約を締結しております。

○施設管理課長（千葉善一） 今回の改修工事に伴いまして、使える施設と使えない施設ということでございますが、今回の改修工事では、プール棟の室内プール、会議室、トレーニング室の全施設が御利用いただけないこととなります。また、浴場施設につきましては、一時的には1日、2日程度の臨時休業もあり得るかもしれませんが、基本的には営業を予定しております。また、野球場につきましては、一般用と学童用、両方ございますが、今回、学童用の中止ということで、一般用の野球場につきましては通常どおり御利用いただけます。テニスコートにつきましても通常どおりの形での御利用ということで今のところ予定をしております。

○議長（渋谷けいし） 今、答弁の中で、入札辞退の理由がもしあったらということの質問だと思ったんですけども。

○総務課長（新井謙二） すみません、辞退の理由が漏れておりました。事前に辞退した2社の中で、1社におきましては専門技術者が不在であるということでございます。もう1社におきましては、諸般の事情ということでございます。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

入札の辞退された理由はよくわかりました。諸般の事情とか技術者の不在ということで理解をさせていただきましたので、この点についてはわかりました。あと、聞き漏らした部分も、実績があるということで了解をさせていただきます。

使える場所と使えない場所ということでよくわかりました。これらについても安全対策

ということで、先ほども村山議員も心配されていたことだと思いますので、動線の部分です、しっかり工事車両の出入りも含めて基本入り口1カ所です、あそこです。1カ所だからこそ多分、車両の出入りですとか、どのような工事形態になるのかというのが見えませんので何とも言えないんですけれども、そのあたりについても事業者のガードマンの配置ですとか、前回のときも柳泉園側としても警備員の配置増しましたよね。そのような関係からもしっかりと一般の方に迷惑がかからないような形でぜひ工事を進めていただきたいと思います。

それから、もう1点ごめんなさい、漏らしていました。今回、7,000万円でした、スポーツ振興くじ助成金が出ていたと思うのですけれども、これをいただくに当たっての要件みたいなものですね。基本的にはプール棟だからスポーツ施設という扱いになるのかなと思うのですが、その辺についてももう少し詳しく教えていただけますでしょうか。例えば、要件ですとか、あるいは制限ですとか、そういうことが、関係することがあったら教えてください。

○施設管理課長（千葉善一） 今回のt o t oのスポーツ振興くじ助成金でございます。いろいろと広範囲にわたりまして助成が行われております。例えばサッカーのスタジアムの改修とか、そのようなスクールとか、もろもろございます。

今回、うちの場合は、条件といたしましては、建設後20年以上経過した施設、老朽化したスポーツ競技施設の全面的な改修という位置づけでございます。その中で、全面的な改修ということでプールの本体、床面、天井、内壁工事のほか、ろ過装置、照明器具といった形での内容の条件で今回申請を行っております。ですので、全ての項目が該当とはなっておりません。屋上防水は該当しておりませんし、またプール棟本体以外ということであれば、会議室とかそのようなもろもろも全て対象外となっております。あくまでもプール本体にかかわる工事ということになっております。

今回、当初予算では3,000万円という金額を計上させていただいておりますが、今回承認された内定額につきましてはおおむね申請した金額全て承認されたという形での金額、正確には7,004万7,000円でございます。7,004万7,000円という金額を一応内示を受けておりますが、実際には契約金額と、あと実績の報告書も含めて、最終的な金額の決定といった形になると思います。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。詳しくいただきました。

私もt o t oの助成の大体の項目は何となく頭には理解しているのですが、まあ結構な

金額で交付決定というか内示を受けているのだなという印象だったので、具体的にはプール本体そのもののところでの部分で認められたと理解をさせていただきました。今後、野球場も含めてとかさまざま、厚生施設の中でもスポーツに関連する施設があるなというところの施設に関しても、ぜひこのような助成金を利用していただくということで、予定よりも多く交付されるというところについては評価したいと思います。ありがとうございます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして議案第15号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

○議長（渋谷けいし） これより議案第15号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、賛成の方の討論がございましたらお知らせください。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第15号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第15号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決と決しました。

---

○議長（渋谷けいし） ここで暫時休憩をいたします。

午後 0時04分 休憩

---

午後 1時10分 再開

○議長（渋谷けいし） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、「日程第6、議案第16号、工事請負契約の締結について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第16号、工事請負契約の締結についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、ごみ焼却施設クリーンポート1号炉の関連設備機器及び共通設備機器の定期点検整備補修について、平成28年8月5日に仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

まず、1の契約の目的でございますが、クリーンポート定期点検整備補修（その2）でございます。

次に、2の契約の方法でございますが、クリーンポートは特殊な機械設備が複雑に関連した焼却施設であり、点検整備補修を限られた期間で適切に実施するには、その仕様、性能、機能等を熟知し、かつ、定期点検整備補修を実施する知識、技術、工程管理能力等を有している必要がございますので、柳泉園組合契約事務規則第46条第2項第1号の規定により、クリーンポートの設計、施工業者の維持管理部門である会社と1社特命による随意契約でございます。

次に、3の予定価格でございますが、2億6,982万7,200円でございます。

次に、4の契約金額ですが、2億6,978万4,000円でございます。

次に、5の契約期間ですが、契約確定日から平成29年1月16日まででございます。

6の契約の相手方でございますが、住重環境エンジニアリング株式会社でございます。

次に、7の支出科目につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第16号関係の資料につきましては、担当の佐藤技術課長より説明をさせていただきます。

○技術課長（佐藤元昭） それでは、議案第16号資料の「クリーンポート定期点検整備補修（その2）概要」をごらんください。

1、一般概要ですが、年間を通じてごみの焼却処理を安定して継続させ、ごみの受け入れ業務に支障を与えないために、1号焼却炉、ボイラ設備機器、共通設備機器、蒸気ター

ビン設備等の定期整備を実施いたします。ボイラ及びタービン設備については法定検査を行います。

2、件名、3、補修場所、4、契約方法については記載のとおりとなります。

5、契約金額は、2億6,978万4,000円でございます。補修金額につきましては、次のページ、8、補修内容とあわせて御説明いたします。

2ページをごらんください。6、契約の相手方、7、契約期間については記載のとおりでございます。

8、補修内容でございます。補修内容は(1)給じん設備から(15)電気計装設備まででございます。

次のページに添付しておりますフロー図の番号と一致しておりますので、フロー図をもとに御説明いたします。フロー図をごらんください。

(1)給じん設備につきましては水色の部分でございます。可燃ごみの受け入れから焼却炉への投入設備となり、377万5,000円となります。

次の(2)焼却炉本体設備につきましては緑色の部分で、焼却にかかわる設備となります。今回の主な補修箇所は、損傷がひどい火格子・サイドプレート・ウエアプレート等の交換及び耐火物の補修で、2,887万4,000円となります。

次に、(3)灰処理設備につきましてはピンク色の部分でございます。飛灰にかかわる設備となります。654万8,000円となります。

次に、(4)通風設備につきましては黄色の部分で、焼却に必要な空気を送り込む設備となります。費用といたしましては、103万8,000円となります。

次に、(5)煙突設備につきましては灰色の部分で、主に燃焼後のガスを煙突から排出するための設備となります。394万6,000円となります。

次に、(6)集じん設備につきましては青色の部分で、排ガスを浄化する設備となります。今回の主な補修箇所は、各種薬剤定量供給装置の分解点検、集じん設備用空気圧縮機の更新で、1,759万2,000円となります。

次に、(7)窒素酸化物除去設備につきましては赤色の部分で、触媒を使って窒素酸化物を除去する設備となります。394万2,000円となります。

次に、(8)ボイラ設備につきましてはオレンジ色の部分で、ごみの焼却時に発生した熱エネルギーを使用し、水を蒸気に変換する設備となります。今回の主な補修箇所は、ボイラドラム、ボイラ本体の設備とボイラ下ダストコンベヤNo.2、及びボイラ下ダブル

ダンパ・ダストコンベヤ下ダブルダンパ本体の更新です。整備完了後、各種試験、検査をし、2年に一度の法定検査、こちらがおおよそ1,000万円の費用がかかります、を実施いたしまして、トータルで3,510万9,000円となります。

次に、(9)発電設備につきましては薄いピンク色の部分で、ボイラで熱交換してつくられた蒸気を使用して発電する設備となります。今回の主な補修箇所は、蒸気タービンの回転翼製作及び3・4固定翼の交換です。整備完了後、保安装置試験及び定期事業者検査を実施し、4年に一度の法定検査、これが約4,000万円ほどかかります、を実施し、トータルで6,348万2,000円となります。

次に、(10)蒸気復水設備につきましては深緑色の部分で、使用された後の蒸気を水に戻す設備となります。タービン排気復水器ファン用の減速機1台を場内搬入し、その他設備を整備し、1,239万3,000円となります。

次の(11)からはフロー図にはございませんが、図の右の上に記載されております。

(11)純水設備につきましては、純水装置及び純水補給ポンプ等点検整備になりました、826万4,000円となります。

(12)給水設備につきましては、冷却水揚水ポンプ等の交換で290万円となります。

(13)余熱利用設備につきましては、場内温水ボイラ及び空調用熱交換器の部品交換で、189万5,000円となります。

(14)その他設備につきましては、雑用空気圧縮装置の更新等で、491万8,000円となります。

(15)電気計装設備につきましては、部品等の交換により、21万4,000円となります。

最後に、その他諸経費といたしまして、環境対策費が978万8,000円、共通仮設費が877万2,000円、現場管理費が1,627万2,000円、一般管理費が2,007万8,000円、消費税が1,998万4,000円、合計で2億6,978万4,000円となります。

議案第16号、クリーンポート定期点検整備補修(その2)の説明は以上でございます。

○議長(渋谷けいし) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

○6番(桐山ひとみ) 定期点検整備補修のことなんですけれども、これについては今回このいわゆる補修をするに当たって、大体何年間大丈夫なのかとか、何かそういうのはあ

るんですか。先ほど、細かいところでは4年に1回点検というものの中にはあるとは思うのですけれども、この定期点検整備補修を今回するに当たって、例えば今後、来年度からの長期包括委託にかかわる経費の中で、いわゆるその増減の部分で変わってくる部分というのはあるのかどうなのかというのを事前にお伺いしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 今回の定期点検整備補修は、毎年定期的に行っているものでございます。その中で、ボイラ設備については2年に一度、発電設備については4年に一度の法定検査を受けなければならないため、必ずやらなければいけないものでございます。今回の定期点検整備補修をやるに当たって、来年度から予定をしております大規模補修にかかわるものがあるかといいますと、何か突発的に起こったときに納期のかかるものについて事前に購入してあるものがございます。ただし、そちらに関しましては、交換部品として与えますが、大規模補修に移行した後にしましては同じものを代替としてまた納めていただく関係がございますので、そちらに関しての費用が減ることはないかと思っております。今の説明で御理解いただけたでしょうか。

○6番（桐山ひとみ） 費用が減ること、先ほどの質問を。

○技術課長（佐藤元昭） あともう1点、何年もつかということですが、機械の関係がございまして、電気設備なんかですとやはり交換した後、最低でも1年はもつと、1年以内に壊れたものは直しなさいという条件はつけてございます。

○議長（渋谷けいし） よろしいですか。

○6番（桐山ひとみ） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして議案第16号、工事請負契約の締結についての質疑を終結いたします。

これより議案第16号、工事請負契約の締結についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 次に、賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第16号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第16号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決と決しました。

---

○議長（渋谷けいし） 次に、「日程第7、議案第17号、訴えの提起について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第17号、訴えの提起についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、資源回収物売り払い代金未納による債権の支払いを求める訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第2号の規定によりまして御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

まず、1の訴えの趣旨及び2の訴えの理由でございますが、資源回収物ペットボトル売り払い代金の未納による債権の支払いを求め、債権の確保を図るものでございます。

次に、3の訴えの相手方ですが、平成27年10月から12月の3カ月間のペットボトル売り払いについて契約をいたしました千代田区飯田橋にあります株式会社三友商事でございます。

次に、4の訴えの対象物ですが、資源回収物ペットボトル売り払い代金12月分の未納額325万2,368円と、未納額の支払いに至るまで年2分9厘の割合による遅延利息でございます。

次に、5の授權事項でございますが、（1）から（3）までに記載する事項で、これらの手続などにつきましては弁護士に委任するものでございます。

続きまして、議案第17号資料の関係につきましては、担当の宮寺資源推進課長より御説明させていただきます。

○資源推進課長（宮寺克己） それでは、恐れ入ります、議案第17号をめぐっていただきまして、次の議案第17号資料「ペットボトル売払い代金未納に係る経過」について御説明いたします。

ペットボトルの売り払いに関しましては、価格の変動を考慮し、3カ月に一度、入札を行い、業者を決定しております。

今回の訴えの相手方であります株式会社三友商事とは、平成27年10月1日から12月31日までの3カ月間、キログラム当たり50.8円で売り払い契約を締結しております。

売り払い代金は1カ月分をまとめて翌月上旬に請求しておりまして、12月分については平成28年1月8日に1月27日を納期限として請求しました。

しかしながら、1月22日に相手方より「市場価格が想定を超えて停滞していることにより、資金繰りに不都合が生じている。」という理由で延納申請書が提出されました。

12月分の代金の支払いにつきましては、資料に記載のとおり半額ずつ遅延期間を定める計画となっております。

計画では3月中に全額が支払われる予定でしたが、それがなかったため、相手方に状況を確認しましたところ、4月8日に債務弁済誓約書が提出されました。その中で資金繰りの不都合について、「グループ企業内で投資による損失が生じたため」という説明がございました。

代金は4月28日限り全額支払うという計画でしたが、全く入金がなかったため、5月11日に柳泉園組合の顧問弁護士であります中村法律事務所に相談に訪れました。その際、債務名義を取る手段、また、相手方財産の散逸を防ぐため、その処分に一定の制約を加える仮差し押さえなどについての助言を受けております。

5月13日に相手方より「5月末に資金の支援を受ける予定で、それが入り次第支払う。」との文書が提出されました。

5月18日には相手方の埼玉工場を訪れ、社長から6月中に全額支払うとの意向が示されました。また、このときは工場が稼働している様子ですとか、ペットボトルを処理した品物の保管状況などを確認いたしました。

5月26日に再度、中村法律事務所を訪れ、訴訟となった場合のスケジュールなどについて助言を受けました。

6月下旬なんですけど、相手方より「7月15日に香港にある関連会社に入金をする予定なのだが、三友商事への入金予定はまだわからない。現時点で20万円を支払いたい」と

の申し出がございました。内部で協議を行い、6月中の入金がなければ法的手続に進み、あった場合には7月15日まで様子を見ることといたしましたが、6月30日に20万円の入金がございました。

7月4日には相手方埼玉工場を訪れ、輸送車両が駐車している様子ですとか、ペットボトルの処理品の保管状況を確認いたしました。

その後も相手方とは連絡をとっていたんですが、7月末になっても入金時期は不明という状況が続きました。

8月2日に相手方埼玉工場を訪れた際には、原材料のペットボトルが搬入される様子ですとか、処理品が保管されているところを確認いたしました。

8月3日には、中村法律事務所から仮差し押さえや本訴について助言を受けました。

柳泉園組合といたしましては、支払い時期が不明という状況でいつまでも待つことはできませんので、訴えの提起に先立ち、裁判所に対して相手方の債権及び動産に関する仮差し押さえ命令の申し立てを行うべく準備を進めております。裁判所の命令が出た後は財産の処分に一定の制約が加えられますので、本訴で判決が確定した後、差し押さえ、強制執行を行うことで代金の回収が進むものと考えております。

なお、仮差し押さえ命令申し立てには法律の専門知識が必要なことから顧問弁護士事務所を通じて行うこととし、弁護士事務所に支払う着手金、報酬、また申し立てに必要な手続実費、保証金などの費用、合計147万2,000円は予備費から充用させていただいております。

議案第17号資料の説明は以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

○3番（村山順次郎） 2点お聞きしたいと思うのですが、今ほど御説明がありました資料で、経過ということで表にもなって、御説明いただいておりますけれども、以前にもこういうことがあって、未回収金がそれはそれでまだあるという現状を承知の上でお聞きをいたしますが、延納申請書が出たというのがことしの1月22日というタイミングで、ここでこういう遅延期間という設定をされていると。私なんかからすると、この段階で法的手段をとるかどうかは別にして法律事務所に相談をするというのがあってもよかったのではないかなど思うところがあります。今御説明いただいた経過、過去の例も含めてですけれども、その対応のところで振り返ってみて、こうしておけばよかったというところ

ろがあるのか、あるいは今後、仮にもう一度、三たびこういうことが起こった場合、どういうふうにしていくのか、振り返りのところで現段階で言えることがあればお示しいただきたいということと、この件はまだ決着していないわけですが、再発防止の観点から言うと、入札に参加していただく業者さんの基準というものの見直しということも必要なのではないかなと思いますが、その点何らか検討があるのか、お聞きをいたします。

○資源推進課長（宮寺克己） 1月の時点で相手から、少し支払いがおくれますという申し出がございました。ただ、柳泉園組合といたしまして、この時点で支払いの時期というものの意思が一応示されていると、3月というしばらく先ですけれども、示されていること。それから、その後につきましても、前にも御説明したかもしれませんが、相手と普通に連絡をとり合うことは可能という状況もございましたものですから、それは書面で相手の社長の名前で出ている資料でもありますので、そういうものをもとに様子を見ようということ考えたことはあったと思います。

今後の再発防止ということなのですが、当然、指名参加登録されている業者の中から条件を満たしている業者ということで選んでいるわけですけれども、過去の契約の状況ですとかわかりましたら、例えば他団体にそういう例があるのかないかとか、そういうのを教えていただけるかどうかははっきりわかりませんが、確認をしてみるですとか、業者の選定に当たってはそのようなことができればとは考えております。

○総務課長（新井謙二） 今の関連でございます。未納額に対する防止策でございますが、前回のエル企画の件を踏まえまして、業者の経営状況について最新の情報を把握する必要があるということで、入札の参加の登録についての登録方法を改めております。これにつきましては、従前は登録期間を3年間ということで期間を定めておりましたが、平成24年度からは登録期間を設けずに毎年、最新の決算の財務諸表などの提出とあわせて、当該年度の納税証明書をもって更新という方法に改めております。

また、これによりまして最新の決算が把握できるようになったことと、また業者選定に当たっては、資源回収物売り払いにつきまして500万円以上の案件につきましては、内部組織であります助役をはじめ、管理職から成る指名業者選定委員会により業者を選定することに改めております。これらのことについて改めてはありましたが、今後におきましてはまたどのような方法で防止策をとるかということにおきましては検討したいと思っております。

○3番（村山順次郎） 本件についてはまだ途中ということで、法的な手段に着手したと

ころという認識でおりますので、回収できるように取り組みをしていただきたいということと、入札資格の再検討等も含めて、本来であれば柳泉園組合の歳入として受け取れるはずだったお金であって、歳入だということで考えればその分の負担金ということも影響が生じているというふうにも理解できるものだと思いますので、再発防止のところで検討いただきたいという要望をして終わります。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○8番（小西みか） それでは、2点お聞きいたします。

先ほど御説明いただきましたこれまでの経過の中についてですけれども、延納申請書の内容で遅延理由が平成28年1月の理由としては、「想定を超える市場の停滞による資金繰りの都合」となっておりますけれども、4月8日の誓約書のときには「グループ企業内の投資による損失に伴う資金繰りの都合」となっております、この理由が同じとは読み取れないと思いますけれども、この点についてはどのように認識をしていらっしゃるのか、またどのような確認をしていらっしゃるのかをお伺いしたいと思います。

2点目ですけれども、その後の資金支援についてですけれども、これはどのような会社からの資金支援があるということで確認をなさっているのでしょうか。

○資源推進課長（宮寺克己） 延納となった理由で、最初と2番目で違うということで、確かに変わってございます。結論から言いますと、債務弁済誓約書が出されたときの話を聞きますと、その時点の話がやはり正しいと。やはりグループ企業で何か不動産投資に失敗をしてかなりの損失が出たと、その影響が三友商事も出ているという話が実際のございます。1月の時点ではそういう話は全くなかったものですから、この延納申請書にある理由ということは受け取ったのですが、4月に聞いた際にはそのような理由でということがございました。

それから、資金の提供の話なんですが、こちらは三友商事の工場が中国国内にございまして、そちらに……。

○議長（渋谷けいし） 暫時休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

---

午後 1時41分 再開

○議長（渋谷けいし） 会議を再開いたします。

○資源推進課長（宮寺克己） 申しわけありません。あちらからの文書によりますと、中

国の国際投資会社というんでしょうか、そのような会社と北京の財政局が共同出資をした国際投資管理有限会社というのがあるそうでございまして、そちらが三友商事の中国国内にある工場に金額で3億人民元、レートにしますと50億円近くになる金額を出資するというのを確定して、その送金を今まだ待っているというところでございます。

○8番（小西みか） まず1点目についてですけれども、先ほどの御答弁からいたしますと、当初の1月の説明は、それは先方の勘違いなのか、うそだったということなのか、その辺の認識というのは組合としてはどのようにしていらっしゃるんでしょうか。実際の4月の説明ですと、グループ企業内の不動産投資の失敗ということのようですけれども、これは全く違うことであって、しかもそのグループ企業内ですけれども、会社としては別会社ということだと思いますので、直接的にこの会社が払えない理由としては、それは該当しないのではないかと思います。要は、こちらの会社からの入金を待って組合に、こちらに払うという前提があってそういう説明をされているということなのか、それについてはもう一度御説明をお願いいたします。

それと、資金支援のお話ですけれども、今のお話ですと、中国の会社に、中国の国営企業かわかりませんが、そこからこの会社の中国工場のほうに出資がある、そのお金があれば柳泉園組合に支払いがされるという、そういう意味なんですか。もう一度確認をさせてください。

○資源推進課長（宮寺克己） 1月の時点の理由なんです、それがはっきりうそをついていたのかどうかということですが、それについて、それはうそだったのかということとは改めて確認をしてはいないのですが、実際にはこの時点でもういわゆる投資の失敗があったのかということは推測はしております。

それから、その投資資金の関係ですが、グループでやっていることで、会長さんという方が一番トップにいらっしゃるようなんですけれども、その会長さんが束ねているグループ企業が大きな損失、話によると80億円だとか八十何億円だとかというお話は聞いているのですが、それを損失を受けたことによってそのグループ企業である三友商事の資金繰りにも影響が出てしまったと。ただ、三友商事は三友商事で、今少し申しあげましたように中国国内の工場に対して出資をしてもらえんというこの予定があるということですので、それが入れば柳泉園にはお支払いできるということは以前より伺っているところでございます。

○8番（小西みか） 多分これ以上お聞きしても御答弁は同じことの繰り返しになると思

いますのでお聞きしませんけれども、債権管理という点がなかなか、特にこういう現場系の組合というか行政部門についてはあまり十分な管理体制にはないということなのかなと少し受けとめてしまいました。

まず、現状の認識というのを十分にさせていただくというのは大前提ではないかと思っております、今の遅延理由にいたしましても、それがでは一体どういうふうはこの組合に関係しているのかというところも今の御説明をお聞きする限りでは十分にまだ認識がされていないと感じます。そういう今の現状の把握ということも含め、この資金支援のことについても、本来でしたら通常業務がきちんといっている、それとはまた別にこういう出資をしてまた別の会社をつくるということは、企業のありようとしてはそれが当然のことでありまして、こうした日常的なものの支払いがおくれるということは、普通だったらこの資金支援とは関係ないところで企業の運営としては行われなければならないというのが通常の企業のありようだと思います。

ですので、この資金支援があって、ここからお金が入ってくるから支払われる予定だという、その説明自体、この企業の考え方としてどうなのかなと私は思いますので、そういうところも含め、債権管理、またその現状の把握、そして多分ほかの自治体との取引とかもあると思いますので、そうした信用情報の共有というあたりも、これから再発防止ということを考えますとやはり欠かせないのではないかと思いますので、これは要望とさせていただきますけれども、今後そういうところも観点を置いていただいて、事業というかこれを進めていただければと思います。

○6番（桐山ひとみ） 1点だけ確認なんですけれども、この三友商事というのは今の段階で、柳泉園が今回、訴えの提起がありますけれども、未納とかいわゆる滞納ですとか、そういうところの何かほかにもかかっているというのを、いわゆる状況を把握されているところとかはあるのでしょうか

○資源推進課長（宮寺克己） 三友商事に関しまして、ほかの団体、いわゆる地方公共団体につきましては、ふじみ衛生組合、同じ三多摩地域、三鷹にあるんですが、そちらがやはりペットボトル売り払い代金ということで、たしか聞いたお話ではふじみ衛生組合は500万円余りぐらいが未納という情報は得ております。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

同じようにふじみ衛生組合のほうも500万円程度未納だということが今御説明を聞いて理解はさせていただいたんですけれども、先ほども小西議員からも御指摘がありました

ように、やはり債権管理の問題ですとか、このようなことにはやはりなかなか対応しづらい組合さんだと思いますので、そのようなところも再発防止も含めてですけれども、この時系列で読んでみると本当に小西議員がおっしゃっていたとおり、うそをついているというか、説明理由があまり理由になっていないという感想も持ち合わせていますので、基本的に資金繰りが厳しくなったのであれば、資金繰りが厳しくなったという理由の中できちんとした対応を速やかに、顧問弁護士もいますからそのようなところから相談をするなりして、適切にできるだけ早期に対応できるように今後もしていただきたいなと思います。また、このふじみ衛生組合のほうもどういうふうな処理をされるのかわかりませんが、そのような情報の共有をぜひしていただいて、これから訴訟が行われて払ってもらえるのか、またこれからどんどん進んでいくのかわかりませんが、そのようなときにやはり費用対効果の面から、逆に未収金よりも裁判費用のほうがかかっちゃったという場合もなきにしもあらずなので、そのようなことも注意をしながら、ぜひ相手方にもしっかり対応していただきたいとお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますでしょうか。

○4番（後藤ゆう子） 長くなるので1点だけお伺いしたいのですが、ペットボトルとか資源化するときには買い取る業者さんは、1アイテムにつき1社なのか。今説明があったのかもわかりませんが、ペットボトルはこの三友商事だけで、今はきっと違うところに依頼しているのだと思うのですが、ほかのいろいろ、びんとか缶とかあるんですけども、そのような売り払いは全部1社に偏っているのか、その与信管理の面でも二つぐらいにしたほうがいいのかどうなのか、私も今判断できないのですが、そこら辺どうなっているのかお聞かせください。

○資源推進課長（宮寺克己） 例えば、柳泉園で売り払っていますものがペットボトル、それからアルミ缶、スチール缶、古紙、布類等々ございますが、今言いましたペットボトル、アルミ缶、スチール缶、古紙、布類は全て売り払い業者は違う業者でございます。それぞれ入札等を行いまして、業者を選定して契約をしているところでございます。

○議長（渋谷けいし） 今の質問は1品目につき1社なのか複数なのかということだと思いますけど。

○資源推進課長（宮寺克己） 入札を行いまして、一番高く買い取っていただける業者1社と契約しております。

○4番（後藤ゆう子） ありがとうございます。

入札があるので1社です。あとそれで、三友商事がこういうことになって、その後の業者というのは入札が、私が読み落としているだけだと思うのですけれども、この不払いがあって、また入札をかけて違う業者に今お願いしているのかというところをもう一度お聞かせください。

○資源推進課長（宮寺克己） 三友商事につきましては昨年の10月から12月がまず契約期間でございまして、1月から3月の分につきましてはまた別の業者と契約をしております。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、以上をもちまして議案第17号、訴えの提起についての質疑を終結いたします。

これより議案第17号、訴えの提起についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論からお受けいたします。反対討論はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 続いて、賛成討論はございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、討論なしと認めます。

これより議案第17号、訴えの提起についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第17号、訴えの提起については原案のとおり可決と決しました。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第8、議案第18号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第18号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、資源回収物売り払い代金未納による債権の支払いを求める訴訟費用及び粗大

ごみ処理施設破砕機爆発復旧補修など、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額 31 億 7,330 万 6,000 円に対し、歳入歳出それぞれ 1,036 万 8,000 円を増額し、予算の総額を 31 億 8,367 万 4,000 円とし、また、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業に係る債務負担行為の追加をさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渋谷けいし） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） それでは、補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、補正予算書の 2 ページ、3 ページをごらんください。

まず、第 1 表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、4 ページをごらんください。

第 2 表、債務負担行為補正につきましては、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、その期間を平成 29 年度から平成 44 年度までとし、事業総額の限度額を 144 億 4,150 万円と定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の事項別明細書でございます。

10 ページ、11 ページをごらんください。2 の歳入でございます。

款 7 諸収入、項 2 雑入、目 1 雑入、節 7 その他雑入の 1,036 万 8,000 円増額は、粗大ごみ処理施設破砕機爆発復旧補修に対する保険料、建物災害共済金で、補修費と同額を計上しております。

続きまして、12、13 ページをごらんください。3 の歳出でございます。

まず、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 総務管理費、節 1 2 役務費は、裁判に係る経費といたしまして、説明欄に記載の切手代 1 万 2,000 円、印紙代 3 万 2,000 円、合計 4 万 4,000 円増額でございます。

次に、節 1 3 委託料は、説明欄に記載の職員採用試験委託 8 万 5,000 円で、これは昨年度末において、定年による退職ではない 2 名の退職者が出たことから、来年度 1 名の採用に向けて本年度中に採用試験を実施するための経費でございます。また、裁判関係費といたしまして、弁護士報酬着手金 3 万 3,000 円、合計 4 万 8,000 円増額でございます。

次に、節 2 2 補償、補填及び賠償金の 3 万 5,000 円の増額は、動産の差し押さえに必要な費用で、予納金として裁判所に納めるものでございます。

次に、款 3 ごみ処理費、項 1 ごみ処理費、目 3 不燃ごみ等管理費、節 1 1 需用費は、説明欄に記載の粗大ごみ処理施設破砕機爆発復旧補修費 1,036 万 8,000 円の増額でございます。

次に、款 5 予備費の 52 万 7,000 円の減額は、本補正に伴う調整分でございます。

続きまして、議案第 18 号資料でございます。資料につきましては、それぞれ資料 1、資料 2、担当課長よりそれぞれ説明させていただきます。

○資源推進課長（宮寺克己） それでは、議案第 18 号資料の表紙をおめくりいただきまして、資料 1 でございます。粗大ごみ処理施設破砕機爆発復旧補修について御説明いたします。

爆発の発生日ですが、平成 28 年 2 月 12 日、3 月 29 日及び 7 月 26 日に、いずれも粗大ごみ処理施設破砕棟で発生しております。爆発の原因といたしましては、内容物が残っていたスプレー缶ですとかガスボンベなどが破砕機内に入り、破砕処理中に発生しております火花に引火したものと推測されます。

被害の状況でございますが、2 月、3 月は破砕機部品搬入用の大きな扉なんですけど、それと人が出入りする出入口扉が変形いたしまして、出入口扉は 3 月の爆発の際、開閉が不能となり切断したため、現在は仮設の扉を取りつけております。その他、爆風により周辺の設備に損傷が出ております。7 月の爆発では破砕機内用照明の保護ガラスが破損いたしました。

復旧補修にかかる費用ですが、5 番に記載してございますが、破砕機部品搬入用扉の補修に 454 万円、破砕棟出入口扉補修に 113 万円、破砕機設備補修に 172 万円、共通仮設費、現場管理費、一般管理費で 221 万円、これらの費用 960 万円に消費税 76 万 8,000 円が加わり、合計 1,036 万 8,000 円となります。補修期間は平成 29 年 2 月 28 日までを予定しております。

次のページですが、補修に必要な財源は建物災害共済金を充当いたします。

最後に、各補修箇所の変形等の状況を写真で掲載いたしましたので、御参照いただければと思います。

議案第 18 号資料 1 番の説明は以上でございます。

○技術課長（佐藤元昭） 続きまして、次のページ、資料番号 2、柳泉園クリーンポート

長期包括運営管理事業をごらんください。

こちらの表につきましては、全員協議会での資料、柳泉園クリーンポート長期包括委託に係る経費比較表にて御説明した、委託しないで現状のまま運営した場合と包括委託した場合の経費の比較を示した表の下段でありました包括委託経費部分を抜き取ったものでございます。よって、内容に変更はございません。15年間で144億4,140万4,000円かかることの表でございます。

次のページをごらんください。

A3の縦長の表で、大規模補修に係る経費内訳でございます。この表は、先ほどの表、資料2の需用費関係9、大規模補修費の内訳となっております。

10年間の補修内容及び補修金額が記載されております。左端が補修箇所、次に年度、年度の下がその年度に係る修繕料、右端が補修箇所に係る補修料の合計が記載されております。

平成29年度ですと、火格子の交換で2億2,972万円、焼却炉耐火物の補修で1億4,003万4,000円、減温塔の更新で1億8,718万8,000円、集じん機下ダストコンベヤ更新で3,708万円、押し込み用蒸気式空気予熱器更新で1,465万5,000円、飛灰処理物搬送コンベヤ更新で2,295万4,000円、合計で6億3,163万1,000円かかるということでございます。10年間で大規模補修に係る経費は71億4,291万2,000円となることでございます。

説明は以上でございます。

○議長（渋谷けいし） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑がございましたら挙手にてお願いをいたします。

○3番（村山順次郎） それではお聞きをしたいと思います。

15年間分の債務負担行為も今回の補正予算には含まれております。15年間にわたって効力を持つものと思いますので、既に確認しているところも中にはあるかもしれませんが、基本的な質問も含めてさせていただきたいと思います。

一般的に、例えば市行政においてですが、指定管理者制度などによって児童館ですとか図書館ですとか、そのような施設の運営を民営化するという場合があります。その際の問題点として、市が雇用している職員さんが運営をしている施設が指定管理者によって運営がかわると。その置きかわるところで、そこで現に働いている方の労働条件が前後で比較をすると悪くなって、悪くなったことによって事業者側からすればより安く同じ施設が運

営できると、そういう提案がされて問題として指摘をされる場合があります。今回の長期包括委託の場合は、現状でも随意契約で実施している定期点検、今御説明があった大規模補修などがその対象であって、この長期包括委託をすることによって委託先事業者で働く労働者の労働環境が悪くなるということはないのかなと思いますが、その認識でよろしいのか。その可能性があるかどうかお聞きをしたいと思います。1点目です。

2点目ですが、少しこの後の質問ともかかわるんですけども、職員体制の問題でお聞きをします。先ほどの御説明で来年度採用を予定しているということでしたけれども、これまで基本的には退職者不補充を行いつつ、一方では柳泉園組合の業務というのはかなり永続的にあるわけですから、その体制を維持するために数年に一度、新規採用を行うと。また、クリーンポートの運転業務については、現在4つある班のうちの2つを委託していると。これを順次段階的に委託をふやしていく、3班にし、4班にすると。それがいつかということは明示はなかったわけですが、長期包括委託の話が出る前からそういう考え方は示されていたと思います。このクリーンポートの運転業務の全面委託化という考え方は、長期包括委託に伴って出たものではなくて、長期包括委託の是非とは別に実施する、そもそももともと予定していたものという認識でよいか、お聞きをしたいと思います。

3点目は、長期包括委託のコストメリット、既に全員協議会でも御説明いただき、きょうの資料でもあるわけですけども、43億5,500万2,000円という長期包括委託を選択しない場合とした場合の試算があって、その差額で長期包括委託をしたほうがコストメリットがあるという御説明が既にあるところであります。長期包括委託をしない場合の試算については、これまでの施設運営の実績があるので、この試算については一定程度確かなものであろうという御答弁も以前いただいているように思っております。一方で、長期包括委託をした場合の試算については、現在、随意契約で定期点検などを請け負っている事業者に見積もりを提出してもらって、それに基づいて試算をしているという認識を持っております。大きなコストメリット、コストダウンが図れる理由として、15年間という期間で事業が当たれるので、事業者側からすれば一定の見通しを持っていくことができるとか、あるいは大規模補修に当たっての運転要員が保安要員を兼ねることができるなどの説明があるところであります。

ここで少し疑問に思いますのは、現状でも住重環境エンジニアリングにクリーンポートの定期点検等は随意契約でお願いをしていると。議会の現状からしても、管理者のお考えとしても、特別これを別の方法に変えていくということは考えとして示されているわけで

はないし、現実的に少し難しいという御説明も既にあるところであります。そうすると事業者側からすれば、既に現状でかなり長期的なスパンで、このクリーンポート、この焼却炉が維持される限りにおいては、長いスパンで柳泉園の仕事が受けられるという見通しを持っていておかしくないと思います。にもかかわらず、長期包括委託をすればこれだけ大きな、特に定期点検だけ見てもかなりプライスダウンが図られているというのはやや疑問があって、長期包括委託をした場合に安くなるというよりは、今までの契約がむしろ割高だったためにこういう差額になっているのではないかというふうにも見えるように思いますが、この点についてこういう見方を持つんですけれども、どのようにお考えか見解を伺います。

4点目になると思いますが、長期包括委託の期間についてです。先ほど指定管理者の例を挙げましたけれども、建物や土地の賃貸借契約なんかを別にすれば、15年という契約期間というのは非常に長いなど、市の他の行政施策なんかの契約からするとそのような認識を持ちます。例えば、大規模補修が終わるのは10年間かけて大規模補修をするということですが、これも一つのタイミングだとも思うわけですが、改めてお聞きしますけれども、今回の御提案が15年間という期間を持っているのはどういう理由でこういう御提案になったのか、その理由についてお聞きしたいと思います。

それで、これも念のための質問になるんですけれども、長期包括委託をした場合の事業者との契約の関係なんです、私の例で恐縮なんです、サラリーマンをしていた時代に1回出張に行くと、宿泊費の精算というのは一律8,000円、どんな宿に泊まろうと8,000円ということで支給されていたんです。そうすると、できるだけ安い宿に泊まってここの差額を稼ごうとインセンティブが働くんですね。それが後年、領収証を提出して精算をするという形に変わりましたので、今度は限度額いっぱい、そのときの限度額が7,000円でしたが、できるだけいい宿に泊まろうと営業スタッフは考えて、そういうことがあったんですけれども。長期包括委託をした場合の話なんですけれども、例えば何らかの定額であらかじめ上限はこうですよと決まっています、その範囲内でやってくださいとお支払いする金額があらかじめ決まっている場合、先ほど言いました宿泊代一律8,000円と決まっていると、事業者側のインセンティブとしてはできるだけ必要最小限の工事だけしてその差額を稼ぐというふうになると思うのです。

逆に、その工事をしたものを積み上げていって、かかった経費が幾らだからこういうふうにお支払いするという形であるとすると、ともすると、これも勘繰りだと言われるかもしれませんが、場合によっては不必要な工事、本来なら技術的にはやらなくていい工事を

そこに一定の割合で足し込んでいって、その分を稼ぐようなインセンティブも働く場合もあるかもしれません。今提案されている長期包括委託というのは、この2つのパターンでいうとどういう形態になるものなのかということをお説明いただければと思います。

それで、実施方針案の22ページ目ですが、事業継続が困難になった場合の措置に関する事項ということで示されております。経営上の困難に陥って長期包括委託を請け負った事業者が柳泉園組合の事務に当たれなくなった場合どうするかという話で、途中で場合によっては別の事業者を公募するというところもあるということが書かれているわけですが、その場合を少し想定いたしますと、全く柳泉園組合の運転を経験したことがない事業者を、大規模補修の途中か大規模補修が終わった後かはわかりませんが、来ていただいて定期点検、日常の運転も含めてやっていただくということがその場合生じると思うのですね。それというのは柳泉園組合の技術スタッフさんの能力、力量からいうと非常に高いレベルの仕事を要求される事態だと思います。万が一の場合なわけですが、それに対応する柳泉園組合としての技術力ということをお、その事態を想定してある程度維持していく必要があると思うわけですが、こういう事態に対応し得るのか、どういう想定をされているのかお聞きをします。

仮に現状で定期点検していただいている業者が長期包括の事業者になった場合でも、普通に考えるとその事業者が事業継続が難しくなるというのはあまり考えづらいですけれども、ただ、どんな企業が倒産等の状況に陥るかわからないという御時世でもありますので、その点の見解をお聞きしたいと思います。

あと、他団体での実施状況なんですけど、建設途中で長期包括委託をするという例はあまりないという御説明もあるところですが、逆に新設の清掃工場で類似の施設でこのような長期包括委託を行っている例というのは、例えば都内、割合とか件数とかで結構ですけれども、近隣各県、お手元の数字で結構ですので、こういうことが行われるのがごく一般的なのか、あるいは珍しい例なのか、その実施状況についてわかる数字があればお示ししたいと思います。

あと2点、お聞きしたいと思います。

現在の議案では債務負担行為が設定されているわけですが、契約が実施された後、後年ですが、仮に請け負った事業者が何らかの不祥事とか何らかのトラブルを起こして、議会としてこの事業者にお任せできないという状況が生じて、毎年、現年度化で予算化される委託費が幾らということをお、当初予算に計上されるんだと思うのですが、それが

部分的に削除されるとか、当初予算自体が否決されるとか、そういう状況が生じた場合、これを受けて長期包括委託によってされているもの、例えば運転業務なんというものはとめるわけにはいかないと思いますけれども、大規模補修や定期点検等の工事については一定期間ストップするということが制度上はあり得ると思います。この長期包括委託の債務負担行為の設定がきょう仮に議決された場合、こういう状況になった場合はどういう対応になるのか。議会として長期包括委託を委託した事業者がふさわしくないと判断した場合、とれる措置があるのかどうか、その辺の見込みを教えてくださいたいと思います。

最後になりますけれども、周辺住民や構成3市の市民への広報、周知ということです。柳泉園組合というのは市民生活にとって非常に重要な役割を持っている施設である反面、市民の方からすると、近くにお住まいでない方からすると、なかなか見えづらい施設、役割だとも思います。建てかえほどではないにしても、柳泉園組合の施設、クリーンポートのあり方については極めて重要な決定というか判断がされるであろうと思います。そういう意味では、こういうことを考えてこういう計画でこういう方針でクリーンポートの運営に当たっていきますと、本日お示しされている事業実施方針等も含めて、十分3市の市民、周辺住民の皆さんに周知するべきと考えますが、この辺の考え方についてお聞きをしたいと思います。

手元の計算では10点なんですけど、お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） ただいま御質問のありましたことについて、質問が多いので抜ける場合がございますかもしれませんが、その辺は少しお許しいただければと思います。

まず1点目ですが、労働環境の悪化はあるのかということでございますが、15年間の担保がとれる関係上、短い年数、3年とか5年ではございませんので、悪化することはないと考えます。

また、コストメリットの関係ですが、やはり長いスパンで行われることにより安定的な雇用が確保できること、また資材等の大量発注、大量納入が可能であることから、5年、10年よりは15年のほうがコスト的には大幅にダウンできるであろうと考えております。その辺は包括期間15年が長いのではないかとこのころに絡んでくるんですが、包括委託をやっているところに、柳泉園組合ではございませんが、アンケート調査をした結果があります。そちらのアンケートの結果ですと、長期包括委託契約の平均契約期間は15.9年となっているため、15年は決して長い数字ではありませんし、新設の炉であればDBOとかでの契約になり、今ですと最低でも20年という契約になっておるため、15年が

長いかという長いものではないと考えております。

契約の関係でございますが、支払い金額が決まっていれば差額を稼ぐのではないかという御質問だったと思うのですが、契約した以上、柳泉園からの要請がない限り余計な工事はしないでしょうから、そこら辺に関しましてはどうしてもいいような工事をして金額を稼ぐということはございませんし、10年間の大規模補修にかかわるところの手をつけるところに関しましては、先ほどお示したとおりのものやっていたかということがございますし、その他の定期点検整備補修に関しましては、柳泉園組合が平成12年度から15年間以上の経験がございますので、やっていたかなければならないところというのは把握しておりますので、そちらに関しましては問題ないと思っております。

それと、継続が困難になった場合ということですが、こちらに関しましては、今まで通常の入札は価格競争型で競争入札になっておりまして、契約金額が安ければ契約するというものでございましたが、業務遂行能力に問題のある業者が低価格入札により入札することなどを妨げられなかったことがあるため、こういうような総合評価落札方式というものが生まれてきてございます。それは価格だけではなく、技術力、資金力等も含めた契約形態でございます。ですので、今回、包括に関する委員会を開いてございます。その中で提案してくる業者が何業者あるかはわかりませんが、そういう中で資金力も含めて当然審査されていくものと思いますので、途中で困難になって対応ができなくなるということはないかとは思いますが。

また、総合評価落札方式をとって長期包括運営委託をしている事業所はもう30件以上ございます。その中で途中で継続が困難になった業者というのは現状ではないと伺っております。また、柳泉園組合のように途中から長期包括運営委託を行ったところは、新設から比べると少ないんですが、手元にある資料だけで見ますと10件以上はございますので、途中からの長期包括に移行することに関しましては何ら問題ないと考えております。

また、周辺住民への周知につきましては、当然周辺自治会協議会の中でも報告いたしますし、ホームページ、また「りゅうせんえんニュース」等で関係3市の住民の方々へは周知をしまいたいと考えております。

あと、途中で継続が困難になった場合、柳泉園組合として対応できるかということにつきましては、柳泉園の技術力というものは現状、4係あるうちの2係が直営で運営を行っております。それが一遍になるわけではございません。予定では2係の直営が1係になって、最後にはゼロになるんですが、そこまでの間の運転系の技術力もあります。また

さらに、ボイラー・タービン主任技術者ですとか電気主任技術者等の資格を、技術力を持った者もおりますので、問題ないものと考えております。

技術課の答弁は以上です。

○総務課長（新井謙二） それでは、職員体制について御答弁させていただきます。

村山議員がおっしゃるとおり、柳泉園クリーンポートの運転業務に関しましては、全面委託化に向けて原則退職者不補充という考え方については変わりはありません。ただ、将来において安定した組織を維持するためには、やはり職員の採用は考えていかなければならないとは考えております。今回の採用1名につきましては、昨年末において2名が急遽退職したということで、1名については新規採用をお願いしたいという考えでございます。

また、クリーンポートの運転業務に関しましては、当初から全面委託化に向けて進んでいるところでございますが、このたびクリーンポートの長期包括委託の実施方針が示されたところで、クリーンポートの運転業務につきましては平成34年度から現在の2係14名を1係7名とすると、それから平成40年度からは全面委託をするという計画になってございます。また、さらにこれらの効率的な組織運営を目指しておりますので、今後の人事計画につきましては組織の見直しを含めた人事計画を現在検討しているところでございます。

○助役（森田浩） 何点か今の御質問の中に想定でされている御質問がございますが、例えば継続が不可能になった場合はどうするのかということの御質問ですが、現在そのような懸念を払拭できるような形で委員会の中で検討はさせていただいて、正常な形で長期的な契約ができるような形態をいかにとるかということで、今、委員会の中でしっかり検討はさせていただいているということもひとつ参考にさせていただきたいと思っております。

それから、否決された場合の御質問がございましたが、当然否決なんということは考えてございません。なぜならば、柳泉園に与えられた業務は、3市のごみを安定的に継続的に焼却することでございます。そのためにどれほどの経費を必要かということは、それは最小の経費で最大の効果を上げると、そのために長期包括委託をするわけですから、税金の無駄遣いをなくして、税金をきちんと使って目的を達成するということに尽きると思っておりますので、それに向かってきちんと長期包括をやっていきますので、その基本的な考え方に向かっていろいろ内部的にしているということで認識していただきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） まず、委託先の労働者の労働条件についてということでお聞きを

いたしました。15年間の期間で雇用することになるので悪化することはないという御答弁だったのですが、お聞きしたのは長期包括委託をした場合としない場合の比較で悪化するかどうかという質問をいたしましたので、その点を、申しわけありませんが、再度御答弁いただきたいと思います。

それで、2点目の職員体制についてもそうなのですが、これもお聞きをいたしましたのは、長期包括委託をする場合としない場合で御説明のあった退職者不補充、運転を段階的に委託をしていくということは、委託をしようとしまいと計画的に計画をつくってやっていくという理解でいいのか、あるいは長期包括委託をするからこういう人事計画を考えているのか。その確認でしたので、恐縮ですが、その点をもう一度御答弁いただければと思います。

コストメリットのところですが、これは御答弁がなかったように思いましたのでもう一回お聞きをしたいと思うのですけれども、43億5,500万円というコストメリットがあるという御説明があるわけですけれども、これは比較、差の話であって、現状の随意契約で行っている単年度の形でやっていった場合の試算が過去15年間の実績に基づくものだという御説明がありましたので、どちらかというところの差というのは現状の契約、これまでの取り組みに基づくものが割高だったのではないかというふうに見えるんですけれども、御見解はございますでしょうかということだったのですが、御答弁をお願いしたいと思います。

長期包括委託の期間については、他団体の平均値なども御説明をいただきまして、一般的だと、この15年間というのは決して長いものではないということの御説明がございました。一方で、議員のほうとしては、債務負担行為15年間ということはあまり例がないものですから、より短い期間での検討があったのかどうかということで御質問いたしましたが、その点は理解をいたしました。

それで、長期包括委託を請け負った事業者が事業継続が困難になった場合についてということですが、そのようなことは考えられないと、そうならないような契約になるよう現在検討しているという御答弁でしたが、一方でこの実施方針では、22ページでそのような事態を想定した項目があるものですから、そういう事態に対応できるのかということでお聞きをいたしましたので、その点で御答弁いただきたいということと、さらにつけ加えてなんですが、今、総務課長からも御答弁ありましたが、契約期間中になるであろう平成40年には運転の4係全てが委託をされるという見通しになっていると。一方で、技術

的な柳泉園の力量がちゃんと保持できるのかという観点でお聞きをしますと、運転系の技術力ということも御説明の一つには入ってくると。そうするとこの全面委託ということは、技術的な面で考えるとマイナスということにもとれるんですけども、そののところは何か別の方法で補えるというお考えなのかどうか、その点もあわせてお聞きをしたいと思います。

それで、他団体の実施状況なんですけど、途中からが全国的に10件あるということですけども、例えば都内、例えば近県でも結構ですが、新設のものも含めて近隣の類似施設ではこのような長期包括委託をとることが一般的なのか珍しいのか、その辺の数字があればと思ったのですが、そういうものがあればお聞きをしたいと思います。

それで、順番が少し狂っておりますが、インセンティブということでお聞きをしましたが、余計な工事はしないだろうということと、きょうお示しいただいている資料も含めて柳泉園組合として求める水準はしっかりやってもらうことになるだろうということの御説明がありました。そうしますとどういう形になるのか、どちらかという委託費として定額の金額が毎年毎年の当初予算で決めていって、それをお支払いしつつ、要求水準仕様書等で必要な工事はやっていただくし、やっていただくためのチェックはしていくと、そういう契約になるという理解でいいのか、確認をさせていただきたいと思います。

周辺住民、構成3市の市民への広報についてですけども、周辺自治会協議会、ホームページ、ニュースなどということですけども、金額の面からいっても期間の面からいっても柳泉園組合クリーンポートのあり方の面からいっても非常に大きなお話だと私は思います。そういう意味では従来の方法につけ加えて特段の広報、こういうことをしていきますということについては説明をしていくべきと、市民の皆さんにこういうことをしているということを伝えるということの特段の取り組みが必要だと思いますが、その点についてと、あわせて、周辺市でもあります東村山市の市民の方にも今回の件については手だてをとって届けていくということも必要ではないかなと思いますが、御見解を伺いたと思います。

それで、最後ですが、助役のほうから否決された場合についての御答弁をいただきましたけれども、もちろん私も最小の経費で目的を達成すると、柳泉園が課せられた目的ということは十分理解しております。お聞きをしましたのは、委託をした事業者において、柳泉園組合議会としてこの事業者に継続して仕事ををお願いするわけにはいかないと言えるような不祥事、議会の総意としてそういう判断をせざるを得ないようなトラブルが起こっ

た場合にとということでお聞きをしております。そういう事態は倒産以外にあり得ないという御説明かもしれませんが、何分長い期間の契約でございますので、議会としてどういう意思表示、判断ができるのか、あるいはできないのか、そのところについては制度上どういう権限が議会に、きょうの補正予算が仮に議決をされた後にそういう状況が起きたときにとれるのか、その点からお聞きをしておりますので、御答弁をお願いしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 委託した場合と長期包括にした場合の労働条件の悪化ということですが、委託した場合ですと委託だけであれば入札を行いまして、落札業者が最低でも3年仕事ができるということでございます。3年と15年ということでありますので、3年間であれば3年間の期間しか見込まれないため、労働条件の悪化というのは可能性としてはそちらのほうが高いのかなと。1回安くにとって実績をとりたいということも考えられますので、そちらのほうが労働条件の悪化は起こりやすいのかと思います。

また、コストメリットの関係ですが、今までが高かったのではないかとということですが、現状、今まで毎年毎年随意契約で行っておりますが、次も随意契約でやると限られているものではございません。メーカー側と約束しているものではございませんので、メーカー側としてもそれなりの金額、利益を得られるような契約金額にしていくものではないかと考えております。それが15年間の担保をとれるということは、また工事が重ならない定期点検整備補修に関していいますと、年間3回やっております。そこにかかわる諸経費が一度一度、合計3回かかるものが15年間の中に含まれているということでの諸経費が安くなるということも含めまして、コストメリットが出てくるのではないかと考えております。

また、長期包括契約を近隣でやられているところはあるかということなんですが、たびたびこの中でもお話に出てくるふじみ衛生組合なんかはDBO方式で20年間の契約をやっております。また、日野のほうに建設している浅川清流環境組合ですか、あちらもたしかDBOでの契約になるかと思っております。ですので、今、焼却施設新設はほとんどのところがDBOで、最低でも20年間の契約となっている状況は把握しております。

今回の長期包括に移るに当たって、2年前にお話ししたときに調べたところで、近隣ではないんですが、例えば千葉県ですと千葉市と浦安市が行っています。あと、秋田の大仙三郷環境事業組合とか北海道の十勝環境複合事務組合というところが長期包括をやっているということで、先ほども答弁させていただいたんですが、全国的に見て30件以上の新

設を含む長期包括はもう既に実施されているということで、それほど目新しいものではない。ただし、新規ではなく、途中からの長期包括というのは若干件数は少ないということでございます。

あと、東村山市の対応ですが、その辺はどういう対応がよろしいのかも含めて今後の検討材料にしたいと思います。

○総務課長（新井謙二） 職員の体制でございます。クリーンポートの業務委託につきましては、包括委託をするしないにかかわらず、このような形で進めていく考えでございます。

それから、周辺自治会への対応でございますが、今回の包括委託について具体的なことは申し上げておりませんが、昨年5月にそれぞれ定期協議会を開催しておりまして、その中で、クリーンポートについては稼働後15年が経過しており、今後大規模補修などを行うことで15年間の延命を現在検討しているという報告はしております。周辺自治会におきましては年2回行っておりますので、その都度、定期的には報告したいと思っております。

○助役（森田浩） 債務負担行為設定と単年度予算との関係でございますが、今回お願いしております債務負担行為の設定につきましては、債務負担行為の期間と総額を議決をお願いしているわけでございます。それに伴いまして、今後、次年度以降、債務負担行為の総額の範囲内におきまして単年度予算として御審議いただくという段階になろうかと思いますが、その時点で否決するということは、それは制度上はあってもおかしくはないと考えておりますが、ないように私ども事務局といたしましても努力していきたいと思っております。

○3番（村山順次郎） 事業継続が困難になった場合というのの御答弁がなかったような感じもするんですが。それと、契約の形ですね、委託費として総額が決まっていて、仕様書等で最低限必要な工事を実施していただき、そのチェックもしていくという形でいいんですかという質問もしたつもりなので、その点をもう少し。インセンティブの話をして、僕のサラリーマン時代の宿泊費の話为例にして、余計な工事が入ってくる余地はあるのか、あるいはそうではなくて総額として決まっていて、必要な工事をちゃんとやってもらうようにチェック、指導していくという形なのかという確認を少ししたんですが、その点について御答弁をいただきたいと思います。

労働条件については理解をいたしました。現状のほうが期間が短いので可能性としては

ということだったかと思えます。職員体制についても、長期包括委託かそうでないかにかかわらず、そういう考えを持っているということの御答弁だったと思えますので、そのように理解をいたしました。

現状の契約の形態のほうが割高だったのではないかということについては、約束されたものではない、確かにそのとおりだと思えますが、ここまで来てということもありますけれども、そのような受け取り方というのは完全に払拭されたとは言えないかなと思えます。ただ、御説明は理解をするところであります。

それで、期間については了解をいたしました。

事業継続が困難になった場合についてというところはもう一度御答弁いただきたいと思えます。お聞きをしておりますのは、そうならないようにされていくということなのですが、22ページにはその可能性について一応留保されていますので、技術力の面については大丈夫なんでしょうかということと、4係全てを委託してしまって、その面の影響というのは生じないのか。生じるとしたら、その対応というのはどうなのかということをお聞きしております。

近隣の施設での実施状況についてはよくわかりました。ありがとうございます。

否決はあり得るということで助役から御答弁がございました。そうならないほうがよいと私も思います。前提としては不祥事やトラブルがあったとしたらということでお聞きをしておりますので、柳泉園組合として15年間の契約を結ぶということになっていくとすると、その事業者をどうチェックしていくのかということが問われるわけですが、その点で、いろいろな契約で一定の期間を設けて契約更新を行っていくというやり方をいろいろなところでしているというのは、その緊張感、チェックの実効性を持たせるために期間を設けると。市長も4年という任期があるわけですし、議員も同様であります。それもある意味、緊張感とチェックをしっかり受けていくということの一つの工夫だと思えます。逆に、15年間という期間の、一般的にそういう例が多いんだという御説明がありましたけれども、仮に途中で当初想定できないような信頼関係を損失するような事態が起こったときに、柳泉園組合として、そして議会としてどういうことができるのかということとはしっかり確認をしていかなければいけないと思いましたので、お聞きをいたしました。

一応、制度上は否決することはあり得ると。そうなれば臨時議会を開いて、暫定予算を出してという、そういう話になっていくんだと思えますけれども、その点は確認をさせていただきます。

広報については、これはもう要望にしたいと思いますが、何度も言いますが、特別な柳泉園組合の建てかえ以来の大きなあり方そのものに影響する決定となるはずでありますから、その意味ではホームページに何らかの特設ページをつくるとか、周辺自治会協議会への御説明ももとよりでありますけれども、特段の手だてをとってお知らせをしていくということが組合としても重要なことだと思いますので、この点は強く要望したいと思います。

2点質問したと思いますが、よろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） まず、技術力の関係ですが、先ほど少し答弁させていただいたと思うのですが、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者が柳泉園組合にはおります。運転も全ていきなり全面委託になるわけではない関係も含めまして、一応全面委託になる予定は10年後でございます。10年後になると大規模補修は終わっておりまして、通常の定期点検整備補修に移るだけにもなりますので、大規模補修をやっているときよりは、言い方が正しいかどうかかわからないですが、技術力はそれほどのものがなくても対応できるということでございます。

また、事業計画ですが、柳泉園組合は入札するに当たって要求水準書を出します。それに基づいて基本的には工事をやっていただきます。そのほかに緊急なものがあつた場合は協議をして、場合によっては柳泉園がやる可能性もあるかもしれませんが、やっていただく関係があるため、余計な工事はすることは無いと思いますし、できないと思っております。

また、柳泉園組合といたしましては、先ほども申したとおりに主任技術者等がございまして、毎年毎年チェックをしておりますし、提案書の中に、何年にはこういう工事をやります、こういう工事をやりますというものが出てくるでしょうから、それを見ながらの総合評価落札方式になると思われまふ関係も含めて、余計な金銭の要求ということはないだろうと考えております。

事業継続が困難になつた場合ということですが、基本的には、先ほども申したとおりに、業務の遂行能力に問題があるところとは契約ができないような総合評価落札方式になっております。ただし、万が一ということでこういうことが書かれております。柳泉園組合といたしましても、途中で継続が不可能となつた場合に法定検査等が行えなくなります。それは柳泉園にとって大変な問題になりますため、その辺は常日ごろチェックをしながら、そういうことにならないような体制で対応していきたいと思っておりますが、そうなつたときは入札時の要求水準書とか向こうの提案等も含めまして、今後の詰めていく内容かと

思われます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○8番（小西みか） それでは2点お聞きいたします。

先ほど、このような長期包括委託契約が全国では30件、また新規ではない途中からの契約は10件程度という御答弁がありましたけれども、これはこうした焼却施設などの割合からするとどの程度の割合になるのでしょうか。

もう1点についてですけれども、委託ということになりますと今後のいろいろな業務上のデータというのはチェックできると思いますけれども、決算を絡めました例えば監査のあり方ですとか、決算の金額というよりは決算資料のあり方というところが大分委託だと変わってくるのではないかなと思います。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） 申しわけございません。長期包括運営委託を行っている割合ですが、そちらに関しましては把握はしてございませんが、先ほども申しましたが、新設に関しましてはほとんどがDBO方式で長期包括に移行しているということはお話ができます。ただし、全国の焼却処理施設での長期包括への移行の割合については把握はしてございません。

○議長（渋谷けいし） 監査、決算について。

○総務課長（新井謙二） 決算上の表記といいますか説明だと思いたしますが、これから契約をするに当たってその詳細についてはまだはっきりわかっておりませんので、この段階でどういう状況になるかということとはわかりませんが、いずれにいたしましても、その年度の金額に対して、例えば大規模改修費は幾らなのかとかいったものについてはできるだけ細かく出していきたいとは思っております。

○8番（小西みか） 1点目についてですけれども、割合をお聞きいたしましたのは、割合がだんだんふえているということであれば、とてもこれが効果がある、こういう契約の形態だということが評価されているということが前提にあるということが確認できるかと思ったからお聞きしたんですけれども、この長期包括委託契約に関して、多分30件とか10件というのは例としてはそれほど多くないのかと私は捉えておまして、そうした中でどういう課題があるのかということについてはもう整理がされているという状況なんではないでしょうか。もしわかれば概要をどのように整理されているのか御紹介いただけたらと思います。

それと、監査や決算の資料のあり方というのは、これから決めていくことには間違いな

いと思いますけれども、ただ、こちらがどういうものを要求するのかというのはきちんと伝えなければ、その業務委託内容の中にそうした資料をつくるという形で入るということにはならないと思いますので、これから今後、長期包括委託契約をしたとしても、議会という中で審議をしていかなければならないということであれば、そこについてはこれまでと同程度の資料というものは当然に御用意いただくということが保証されないと検討もしようがないということなるかと思えますし、予算というのはもう既に契約をする段階では固まっていると思いますけれども、ではそれに対して一体どういうふうに実際に費用が発生しているのか、また本当に予定したとおりにそうした削減効果が得られているのかどうか、この辺はなかなか業者さんとしては手のうちを見せるみたいなことになると思えますので、どの程度提示していただけるかというところが難しいところはあるかと思えますけれども、その辺も議会としての審議ということを考えますと、一定程度の提示をお願いするということはこちらの姿勢としては必要なのではないかと思えますが、その点についても一度お考えをお聞かせいただけたらと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 長期包括委託に移行する団体がふえておりまして、先ほど少しお話しさせていただいたんですが、ほかのところでアンケート調査した結果なんですが、長期包括委託を選んだ理由について最も割合が高かったのはコスト削減であります。こちらが87%ありました。次に安定的な運転、維持管理で73%、次にコストの平準化が67%あったということでございますので、どこの団体に関しましても一番はコストの削減だと考えられると言えます。

また、長期包括を行うに当たってのメリット・デメリットですが、こちらに関しましては2年前この話が出たときに既にお話をしているものではございますが、デメリットとして一番大きいのがやはり丸投げになるということが一番懸念されるところでありまして、そこに関しましては柳泉園組合としてなるべく多くのところで絡んでいく。定期点検整備補修についても、現状で申しますと整備係がありますので、確実に行われているかのチェック機能を果たしていく。また、運転係も当初から全面委託ではございませんので、合間合間に直営の運転係がいますので、委託先の運転状況等の確認もできます。全面委託になったといたしましても、先ほどお話ししましたが、毎朝の朝礼に参加して状況を確認するですとか、毎月の定例的な会議を開いて前月の状況、今月は何を行うかの確認等しながら行っていくことによって、マンネリ化ですとか手抜きとかということは避けられるものと考えております。メリットは今のアンケート結果にも直結してくると思うのですが、

やはりコストの削減と安定的な運転管理、それとコストの平準化ということが挙げられると思います。

金額に関しましては、変動費と固定費がございますので、変動費にかかわるのは搬入量にかかわる薬品関係がメインでございますので、毎年毎年大きな変動が生じることはないと考えておりますので、その辺で決算のときの審査もわかりやすくできるのかなとは考えております。

○議長（渋谷けいし） 決算、監査資料について。

○総務課長（新井謙二） それでは、決算と監査資料でございますが、長期包括委託につきましては委託料1本として歳出予算なり決算なりが出るかと思うのですが、当然、当該年度の当初予算におきましては、当該年度に係る費用について審議をしていかなければなりませんので、その委託内容につきましては予算資料などについて提示することによって、詳細についてはできるだけ説明したいと思っております。また、決算についても同じように長期包括委託料1本という形で決算書には出るかと思いますが、決算の資料につきましては当初予算同様、そのような資料について御提出したいと考えております。

○8番（小西みか） メリット・デメリットのところはそういうことではないかと思えますけれども、ただ、安定的な運転管理が長期包括委託だったらできるというところは、では今はどうなんだろうなというのが少し疑問に思いましたけれども、より専門家がかかわることかということかと理解をいたしました。

先ほど御答弁いただきましたように、整備についても運転に関しましても、やはり委託をしたこちらの委託側がきちんと管理できるような職員体制、そういう専門的な知識を含めた職員体制を今後もつくっていくということをきちんと行っていただきたいと要望いたします。

それと、監査や予算・決算につきましては、先ほどの御答弁によりますと、今とほぼ同様の資料を提供していただく予定だということだと理解をいたしましたので、今後の契約の条件の中においてはそういうことをきちんと明確にさせていただきまして契約をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） 要望でよろしいですか。

○8番（小西みか） はい。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） それでは、何点か質問させていただきます。

まず最初に、資料の2番をいただいている長期包括事業に係る経費についてですが、これまで全員協議会も通して御説明をいただいているところなのですが、これまでの長期包括委託をする場合としない場合という形で比較表も出していただきながら御説明もいただいたところではあります。その中でやはりこの経費の削減というところで、大きなところとしては修繕料としての先ほどから議論になっている定期点検、それから大規模補修費、それからクリーンポートの運転業務、このあたりが大きな、いわゆるした場合としない場合の大きな差額が出ているところかなと認識はしているのですが、ただいま村山議員とも議論になっていた、最終的に運転業務については退職者不補充の中で、これまで柳泉園組合として職員の配置ですとか、そういうところの議論がなされて計画的にはあったと思うのですが、この間、先ほどの議論ですと、長期包括委託にかかわらず、そもそも運転業務に関しては最終的に全面委託をしていくという計画といいますか、そのようなものはあったという御答弁をいただいていたと思うのです。

今回、前回全員協議会の際に出されていましたが、例えば比較表の中で、クリーンポート運転業務にかかわるところで比較をしてみますと、確かに包括委託をした場合の平成34年、5年後に2を1にしていく、そして平成40年には全面委託をしていくという形で数字にはあらわれているのかなと思うのですが、しない場合については、この運転業務のところでは何もこの数字としては出てこなかったのですが、このあたりについてはどのように理解すればよろしいのかということをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

それから、このような修繕、定期点検もそうです。あと、部品の購入ですとかが一括で購入できるということで、委託についてはこれから長期にわたって委託をするので、これまでの、議会にきょうも出ておりましたけれども、さまざまなクリーンポートにかかわる委託がありましたね、今までの業務委託ですとか。そのようなものについては、この15年間、長期包括契約をするということは、議会の中では一切クリーンポートに関する契約内容については何も出てこないという認識でいいのかということも再度確認させていただきたいと思います。

それから、議会との関与の件なんですけれども、やはり債務負担行為15年という長いスパンの中で、確かに単年度の予算が計上されていく中で、予算の審議というのは議会側ではできるかもしれませんが、やはりここで15年間の債務負担行為を我々が議決をするというところにおきましては、非常にすごい決断をしなければならない本日ののか

など思うのですね。もちろん先ほど助役とのやりとりの中では、単年度契約の中で否決もあり得るといった話が議論の中でありましたけれども、今までの流れの中ではこのクリーンポートができてから15年たっていて、確かに新設ではない中で途中から包括委託契約を15年先を見込んでやるということですから、やはり我々も市民に説明ができるようにしっかりしていかなければいけないんですよ。その中で、今の決算の話もありましたけれども、どのような流れになるのか、議会側としては例えば組合議会は、今までどおりこのような資料も日報も月報も含めて、そのような報告事項も含めて何も変わりませんよ、今は変わらなくても15年先も何も変わりませんよということがきちんと担保できるのかどうなのか。なかなかそのようなところの関与の仕方というのがあまり見えないので、皆さん、探り探りの中で質問しなければならぬ状況もあるかもしれませんが、そのようなところについてはどのように考えているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 確認なのですが、一番最初の御質問で数字をお尋ねになっていらっしゃるのか。

○6番（桐山ひとみ） 数字のほうですね、全部。前回いただいているのはクリーンポートの運転業務の金額については一律ずっと平成44年まで変わらないので、平成34年から。そこはそう理解していいのかということです。

○技術課長（佐藤元昭） 運転委託の関係ですが、こちらにつきましても全員協議会で少しお話ししたかと思うのですが、あくまでも現状での積算でございまして、2係あるものが1係になって全面的に委託になるということは先が見えてはいたんですが、こちらの表には反映してなかったということでございます。ですので、そのときもこうやってお話ししたかと思うのですが、委託料をふやすことによると、さらに経済的なメリットは大きくなるということになります。そういうことがあるからというわけではございませんが、あくまでも現状での委託2係ということでの積算根拠としております。

また、長期包括になった場合、その他の委託関係について議会の中では出てこないのかなというお話だったかと思うのですが、一つの契約になる関係で基本的には出てこないものと思われませんが、そういう細かいものを出してほしいということであれば、それにはなるべく対応していきたいと考えております。

○総務課長（新井謙二） 債務負担行為の15年間の件でございますが、毎年の予算につきましてはそれで当該年度で予算化をし、その内容についてはできるだけ詳細にということでございます。まだ契約をしておりませんので詳細についてはわかりませんが、例えば

大規模改修については報告書を提出するとか、またはその他の分析関係の委託につきましてはその報告書をもってやはり最終的には支払うということで担保されると思っております。

○助役（森田浩） 債務負担行為の設定と各年度の予算計上との関係です。歳出予算は委託料のみ計上ということになろうかと思えます。大規模改修の経費内訳とか、年度ごとの資料を提出させていただきます。毎年審議の材料としてお出ししなければ、議会のほうは当然議論できません。また、予算上は決まった形の予算編成なり予算の形式になろうかと思えますが、議会で審議していただく中での材料としましてはこのような形で年度ごとにきちんと決めたものを計画しているわけですから、それに伴って予算はこういうふうに組みましたと、各科目ごとに、節ごとに、事業ごとに、それでどういうふうな形で使われましたということは決算に反映して、それは当然出した中で議論していただくと、審議していただくということになろうかと思えますので、その辺はよろしく願いいたしたいと思えます。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

長期包括委託、先ほどの議論、もちろん全員協議会のお話をお伺いしたんだと思うのですが、このような最終的に5年、そして10年後には全面委託をしていくという考え方がそもそもあったのだとすれば、そのようなところの委託に関しての経費も含めたところの積算というのは、ある程度出しておいてもらった中での比較対象というのをやはりきちんとしておかないと、そこの部分の実は差額で大きかったという、15年通して見たら実は大きかったという部分というのはすごくあると思うので、そこの点については指摘をしておきたいなと思えます。なので、可能だったらそのようなところの積算した数字も改めて出していただくとかしたほうが丁寧なのかなと私は思いました。

それから、クリーンポート以外の委託、15年間、長いスパンで長期にわたって一つのところで委託をするに当たっては、議会の中では今までのようにいわゆる議決案件、契約案件が出てこない想定されているというお話だったと思えます。今わからなかったのが、細かいものに関して出してほしいと言えば出てくるかもというか、意味がわからないので、そこについて、言葉を返して申しわけないんですが、どういうことなのかというのを教えてもらってもいいでしょうか。そこがわからなかったです。

これから公告をして、それから入札、選定をしていくに当たって、さまざまな提案もなされてくるとは思いますが、議会との関与ということではやはり我々もきちんとした議論

とか、それぞれ3市のごみを処理していただくというところにおきましては、そのようなところでの不透明なところがないように、きちんと我々も市民に説明できるような形で資料とか報告書も含めてぜひ議会のほうにも提出していただけるように、それはお願いしておきたいと思います。

それから、選定にかかわることなんですけれども、これも確認ですが、選定はあくまでも、今、選定委員会が設置されていますよね、審査委員会が設置されていると思います。これまで前半のときにも議論させていただきましたが、もう4回審査委員会も開催をされて、会議録も3回までは出していただいていると思うのですが、この中で今、点数の話ですとか、それから要求水準の関係だったりとか、事務局から出されたものをそれぞれ議論していただいて、最終的にでき上がったものを今回そろえてお出しされるということだと思うのですが、最終的にはこの審査委員会の中で選定をされるという認識でよろしいのかということをお伺いしたいと思います。

なぜ私がこのことを確認するかというと、やはりその委員会がすごく重いのではないかと認識していただきたいという意味合いも込めて質問するので、その辺についてもお願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 申しわけございません。先ほどの運転委託の関係で、5年後、10年後も出してほしかったということですが、諸経費の関係で若干違いますが、単純計算で言うと5年後は1.5倍、10年後は2倍になると、あくまでも単純計算ですが、お考えいただければと思います。

また、細かい業務委託内容ということですが、私のほうが聞き取りを間違えたのかもしれないんですが、長期包括委託ということで一つの委託でぼんと出るのではなくて、その中に含まれている資料2の中の、例えば排ガス分析計委託だとかダイオキシン類分析だとかというものも出してほしいというふうに聞き取れたものですから、委託の中の内訳としてそれに係る経費を出すことに関しましては可能かなということでのお話でした。聞き違いのようでしたので申しわけございません。

また、業者を選定するに当たっては、委員会のメンバーで提案書等を採点していただいて、その結果が契約業者に反映されるということでございます。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

数字については大枠でということですが、委託の議決案件については今出されている中でだと、細かい委託関係というところで多分、今御説明を受けたん

だと思っておりますけれども、これまで多分クリーンポートにかかわる保守点検ですとか、さまざまな業務委託的なものが議案として上がってきた、いわゆる契約案件というものが、毎回毎回の定例議会の中で何回か契約案件で上がってきていると思うのですが、それはなくなるんですか、出てこないということの認識でいいんですかということです。

細かいところについても多分出てこないだろうという認識なんですよ。細かいところも包括委託をされている、一括で委託を今回されて、決められたところの中でさらに委託もされていくんだと思うので、そのようなところの細かいところについては、こちらがでは要求をすれば議会に出てくるという認識なんですか。それともそれは一括した、決まった業者がありますよね、決まった業者が全てこの15年間の間の中に部品の調達も、今までの柳泉園だったら例えば、変な言い方だが、在庫を抱えることができないから3年に1回しかできないとかあったものを、例えば10年間の在庫を抱えることができるとか、そのような意味合いで経費が削減もされるものだという私の認識はあるんですけれども。議会側としてこれから議決をしていくという、そのような契約案件というのは少なくなって、もうなくなっていく、クリーンポートに関するものはなくなる、この15年間ないんですかということの確認をしたいので、そのことについてもう一度、時間がかかっておりますが、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

それから、先ほど申し上げました審査委員会のほうで選定をしていただくということも理解をさせていただきましたので、まだあと2回あるのかな、委員会の中でやはり細かいことを委員会で決めて、そして事務局が資料もつくられて、コンサルも入ってやってくる中で、一番いい、これでいいんだというものを多分出されるんだと思うのです。なので、そのようなところも含めたところで最終的に選定をその委員会でなされるということなので、やはりその委員会としてきちんとした、あと残り少ない委員会の中でもきちんとした議論がなされ、そして議会側からの要望とか要求とかあるとは思いますが、そのようなところも意見をしっかり踏まえていただいた中でのきちんとした議論をしていただいて、選定、選考に努めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） 申しわけございませんでした。クリーンポートにかかわる議決案事項は恐らくもうないかとは思われます。ただし、突発的な柳泉園の責において直さなければならないものが出た場合には、出てくる可能性はございます。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

○議長（渋谷けいし） ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） 質問します。先ほどの小西議員の質疑の中でデメリットの問題が出ていたと思います。私はその質疑を聞いておまして、マンネリ化することが非常に危険だという捉え方をしたんですが、要するにそうしたもつで職員のことで整備係とか、それから運転係によって運転状況、安全にそして安定的に運転できているか、そういうことのチェックというのがきちんとできるんだと、していくんだということを答弁で言っておりました。そうしたことを考えた場合に、一つは、例えば柳泉園の正職員といいますか、最終的には運転係につきましてはなくしていきますよということですね、全班委託化しますということなんですが、職員としてそういう技術面についてきちんと判断ができるような、そうした人たちを残しておくというか、そうしたことからして運転班の全面的な委託ということを見ると、一方ではまた、そのことについてデメリットがあるのではないかなど疑問を感じましたので、そのことについてお答えいただきたいと思います。

それからあと、確かなのはこの15年間の安全で安定した柳泉園の運転、これを担保していくということについて、長期包括運営をしていくということについてメリットも確かに先ほど述べられました。そして、そのことについてこの間議論もあったと思うのですが、私はそうしたことに關してやはり一番心配なのは、この間のそうした安全で安定した業務、これが進められていくことに対してチェックをしていくというのがどういう形で具体的に進められていくのかどうかという問題だと思います。このことについてお答えをいただきたいと思います。

あと、コストメリットの問題についてもかなり質疑をされたと思いますが、今回、大規模補修に係る経費内訳ということで、この経年の内訳が資料として出されましたが、例えば全員協議会で示されました資料で、クリーンポート長期包括委託に係る経費委託表に關しまして、2番目です、包括委託をした場合の経費、これについて、大規模補修の場合はきょうこういう形で、経年の変化でどういうことに具体的には内訳がこうなっていますよということが資料として出されましたが、いわゆるこの中で需用費の關係の問題で、定期点検というのが、これが実に26億円マイナスということになっているわけですが、これについて、こういうところの定期点検をこういう形でということの内訳等についても資料としては当然出せると思いますが、この辺について資料を要求していませんから質疑の中でお答えいただければ、この辺について簡単にお答えいただきたいといひますか、根拠等につきまして簡単でもいいんですが、示していただきたいかなと思います。3点です。

○技術課長（佐藤元昭） まず1点目ですが、技術員を残すということなんですが、技術

員としましては、先ほどから何回か御説明しておるところですが、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者というものがございます。タービンに関しましては基本的に全面委託になったときにはできるということで確実に移行するものではございませんが、そのような技術者がおります。運転に関しましても10年後までは職員がいる関係でチェック体制等もできるということで、長期委託した場合の技術員についてのところはカバーできると感じております。

また、長期包括運営委託に移った場合の委託のチェックということですが、こちらに関しましても、先ほどお話ししましたが、毎朝の朝礼に出るとか、月1回の会議を開いて報告を受けるとか、毎年1回、要求水準書に準じた仕事をしているかということの確認等を行いながら、確実にその業務がこなされているのかということのチェックは行ってまいります。

また、資料にかかわる定期点検整備補修のところですが、こちらに関しましては要求水準書に記載してまいります。これに関しましては入札公告するときに同日に公表するものですので、今の段階でお話しすることはできません。ただ、何でこれだけ安くなるかというと、大規模補修と定期点検整備補修が一緒に行えることによる重なる部分での経費、人件費等も含めて削減できるということが大きな要因でございます。

○5番（藤岡智明） 最初のデメリット、職員に関してなんですが、やはり丸投げをしないと、そういう状態をつくらないというのが答弁の中でもあったと思うのですが、この辺の考え方からして、職員体制にしましても最大限そういう形で事業者に対して丸投げをしない形を残すというのは当然必要になってくるのではないかと思います。

これは、それこそ今後15年間で本当に対応し切れない、そうした事業の困難に直面をするような場合を想定させるようなことも起こり得るかもしれないと思うのです。そうしたことも含めて、その辺では、チェック体制というのを朝礼だとか、今後の入札公告に対しての要求水準書、それに書き込まれた内容でその詳細については示していくんだということもありますが、そうしたことも含めて、私は本当にこのチェック体制というのをきちんとしていく必要があるのではないかなということ、一番その部分が心配される部分であります。

そうした意味から、技術的にはそういうことで対応していくんだということですが、柳泉園全体としてチェック機能というのがそこだけでいいのかどうかということについて、最大限必要なチェック機能というのは、いかにそれを、業務の内容それからお金の使われ

方、使い方、そういうことについてチェックをしていくかということが重要になってくると思うのです。その辺については先ほども予算・決算等々について議論があったところなのですが、その辺について再度そういうチェック機能について、こういう問題についてきちんと対応していくんだということを示していただきたいかなということを最初申します。

それと、あとは……

○議長（渋谷けいし） 藤岡議員、簡潔にお願いできますか。

○5番（藤岡智明） はい。あと、定期点検についての詳細については、先ほどの入札公告のもとで要求水準書等も含めてやっていきますということで、これは理解をしました。ぜひチェック機能について、技術面のチェック機能はそういうことでいいんですが、全体のチェックをどうしていくのかということについてお答えいただきたいと思います。

○議長（渋谷けいし） 全体のチェック機能ということで、委託全体のチェック機能ですか。

○5番（藤岡智明） 業務全体です。

○議長（渋谷けいし） 業務全体の。

○助役（森田浩） 技術面の継承といいますか、そのチェック機能につきましては、運転業務につきましては最終的に全面委託ということで、職員は直接はかかりません。ただ、現在、整備係がございまして、その整備係が実際、毎年どのような大規模改修を行うのか、どの箇所がどういう補修が必要なのかということを決めまして、毎年予算計上の根拠をつくっているわけですから、今後もその整備係をどのような形で委託した運転係のほうに技術の継承を継続していくかということは、それはどういがかかわり方が一番いいのかということは今後検討しますが、そういう形の中で整備係まで全てなくすというわけではございませんから、それはきちんとそういう中で技術の継承はしていける体制をつくれると考えております。

それから、先ほど、決算その他のごく一般的な備品、需用費とか、例えば燃料費とかそういう形の中で、それはどのようなチェックをするんだということの御質問ですが、それは当然、単年度予算の中には出てきませんから審議のしようが、審議するについてもなかなか審議しづらいということがございますから、きちんと議会の中で資料として審議できるような形の中でどういうふうに資料ができるかということも、内部でこれから検討させていただいて、審議に耐えられるようなきちんとした資料を今後提出させていただくということで内部的に検討はしていきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○5番（藤岡智明） 質問の仕方がわかりにくかったと思いますが、助役のほうで、そういうことで業務全体について予算・決算の中できちんとチェックができるようにということは示されたと思います。そういうことも含めて、本当に安全で安定した業務、これができる、そのようなことを本当に、15年の長いスパンですが、その都度チェックをしていくということは必要だということを述べて、質問を終わります。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑ございますか。

○副管理者（渋谷金太郎） 先ほど、これは大変なことを決める議会かもしれないという感想をお持ちで、私も助役以下、技術、業務等の柳泉園組合、現場がどうしっかり機能しているかどうかは常に市民から預けられている責任を担っているわけですから、そういう目で現場がしっかり機能しているかどうかは常に思っているということです。

今回のこの決断は、社会の大きな流れを見ながら、僕は思っています。つまり、単体でごみ処理、焼却というより大きな技術、日本の技術開発投資というのは世界でたしか2割前後、世界で一番トップレベルの、日本の企業というのは技術開発にかなりの分、投資しているのです。こういうふうに幾つかまとまった企業になってくると、恐らく焼却技術についてもさらに高めていくものがあるだろうと思ったりしています。その技術の開発については、今ちょっと丸山市長、前は心臓外科手術ですから。それで今はカテーテル、内科医の方のほうが心臓手術が多くなっているのです。（「心臓手術ではなくて」と呼ぶ者あり）心臓手術ではなくて治療ですか。そういうふうに技術が進むんですね。

僕は感動するところというふうに書いておくんですが、「技術革命で世界最強となる日本」三橋貴明、今は第四次産業革命という、6月か7月に三橋さんが出版されております。この技術革命の本では、「S u i r e n（睡蓮）」スーパーコンピューターです。「S u i r e n（睡蓮）」は純日本企業であるペジーコンピューティング社のプロセッサと同じく、純日本企業のエクサスケラー社の新型冷却システムを持ち、設置面積がわずか6.3平方メートルというコンパクトサイズの超小型のスーパーコンピューターである。「京」の本体は、建築面積が4,300平方メートル、延べ床面積が1万500平方メートルと極めて広大である。逆に言えば、「S u i r e n（睡蓮）」は「京」の60分の1の演算機能を2メートル掛ける3メートルの設置面積で実現してしまったことになる。」というふうに、この「京」より、あと5年後ぐらいにこの「S u i r e n（睡蓮）」が主流になってくるんですね。ということはスーパーコンピューターがあちこちに出回ってくると。それが可能になったのは冷却システムだということの解説があるわけです。

ですので、今は第四次産業革命のほうでは、ドローンの使い方によってそういう配達革命みたいなものがどんどん進んでいくと。あるいはロボット革命、そういうことがもう進んでいくというふうに第四次産業革命、三橋さんは現場に全部出て行って確認していますから、各企業の開発現場に行って。だからそういうことの流れからすると、こういう焼却というのかなり技術開発が進んでいくのではというのが、やはり単体だけだとだめで、幾つかをきちんと焼却場を受け持っていく企業があらわれてきて、金融革命は都市銀行がいっぱいあったのに今は三つです。だから、世界で最大の金融機関は日本に集中しているのです、今は。だから世界中から金を借りに来ているということも長谷川慶太郎さんの本に出ています。そういうふうに世の中の流れというのは僕はそうなるっていくのではと。

例えば、これは淡い期待ですけれども、生ごみなんかも液耕にして液耕栽培、そういう技術が可能になれば生ごみを燃やす必要がない。生ごみを液耕にする技術が開発されれば、今既に清瀬で1軒、トマト栽培の農家があります。それは液耕栽培でやっています。IT管理でやっています。大変な人気を博しております。そういう農家も清瀬にあらわれてきておりますし、必ずこの技術が進んでいくはずだということから、よし、いいだろうと、現場を信じていますから、よし、前へ進もうという判断を私は副管理者としてしました。

○議長（渋谷けいし） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議案第18号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

○3番（村山順次郎） すみません、短時間休憩をいただきたいと思いますが、お取り計らいよろしく願いいたします。

○議長（渋谷けいし） それでは、ただいま第3番、村山順次郎議員から休憩の御提案がございましたので、5分間の休憩といたします。

午後 3時50分 休憩

---

午後 3時55分 再開

○議長（渋谷けいし） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより議案第18号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたしま

す。反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 続きます、賛成討論はございますか。

○3番（村山順次郎） それでは、今、議題になっております補正予算について意見を申し述べます。

質疑では、15年間、総額で144億円余りというこのクリーンポート長期包括委託に係る債務負担行為について、さまざまな面から質疑をさせていただきました。

私も議員として年数を重ねてまいりましたけれども、これほど長い先まで影響を及ぼす議決というのは初めてでございます。その点で、ある意味、疑ってかかるというか、細かいところまで質問させていただいたということは御理解いただきたいと思います。

資料でも既に示されていますとおり、経費比較表が示され、ここではそのコストメリットとして43億5,500万2,000円ということが示されております。この数字というのは、一定程度確かなものであろうと評価できると思います。

また一方で、心配される点として、説明からもございましたけれども、長期包括委託ということの性格上、丸投げのようなことになってしまったはいけないということが指摘をされております。技術的な面で委託をするであろう事業者の提案あるいは工事についてチェックをしていくと。そのためにそれに対応できるための職員体制、中での工夫ということが求められるということでございます。その点についても体制をとっていくという御説明もございました。この点については格段の努力をしていただいて、丸投げ、言いなりのような状況にならないようにしていただきたいということは申し上げておきます。

以下2点要望して討論としたいと思いますが、1点目は議会対応の問題であります。

長期包括委託で年度当初予算にはその委託費ということが計上される一方で、本日も提案されましたような定期点検の議決ということは、今後、クリーンポートに関して言うも行われなくなるということも御説明がございました。議決がなくなるということは議会としては非常に重大なことでありますけれども、現在、そのときそのときに実施されている大規模補修あるいは定期点検がどういうものが行われているのか、このことが議会でも把握、チェックできるような資料提供及び説明がなされるように、この点は強く要望したいと思います。

2点目の要望は、構成3市、周辺市民の皆さんへの本計画、本長期包括委託の周知、広報の取り組みであります。柳泉園組合という施設の性格上、さまざまなお気持ちを持たれ

る方も周辺にはいらっしゃいますし、なかなか柳泉園組合を身近に感じられない構成3市の皆さんもいらっしゃいます。しかし、市民一人一人の生活を支えているのもまた柳泉園組合の業務の一部であると思いますので、こういう計画を進めていくということをしっかり3市の市民、そして周辺の住民の皆さんにお伝えをしていくということ、これも一工夫、二工夫、通常の手だてだけではなくてしていただきたいということは、これも要望したいと思います。

大きく2点要望を加えまして、本補正予算については賛成するべきものと考えます。

○議長（渋谷けいし） ほかに賛成討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第18号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（渋谷けいし） 挙手全員であります。よって、議案第18号、平成28年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決と決しました。

---

○議長（渋谷けいし） 「日程第9、平成28年度柳泉園組合行政視察の実施について」を議題といたします。

本件については事務局より説明をいたします。

○総務課長（新井謙二） それでは、平成28年度柳泉園組合行政視察（案）について御説明申し上げます。

まず、1の視察目的ですが、クリーンポートにつきましては竣工後15年が経過し、各設備の更新時期を迎えており、施設の延命化を図るため、平成29年度から補修及び維持管理等について長期包括委託で実施する予定で事業を進めております。

そこで、今回、平成11年に竣工した東京二十三区清掃一部事務組合の港清掃工場を視察し、今後の事務事業及び維持管理などの参考とするものでございます。

次に、2の視察先につきましては、港清掃工場と東京エコリサイクル株式会社の2カ所でございます。

次に、3の実施日及び行程ですが、実施日は平成28年11月14日（月曜日）でござ

います。行程につきましては、借り上げバスにより、午前8時30分に組合を出発し、10時から港清掃工場を視察いたします。12時から休憩をとり、13時30分から東京エコリサイクルを視察し、16時30分ごろ帰庁の予定でございます。

最後に、4の参加人数につきましては、記載のとおり23名を予定しております。

次のページ以降におきましては、参考資料として視察先の概要などを添付しておりますので、御参照いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

○議長（渋谷けいし） これより行政視察に対する質疑をお受けいたします。質疑のございます方は挙手にてお願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。平成28年度柳泉園組合行政視察につきましては、ただいまの報告のとおり実施したいと思いますが、これに御異義ございませんか。

〔「異義なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷けいし） 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま事務局より報告のとおり、行政視察は以上のとおり決しました。御参加のほど、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして平成28年第3回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 4時03分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 渋谷 けいし

議 員 鈴木 たかし

議 員 小西 みか